

令 和 5 年

# 大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 3 回 定 例 会      9 月 5 日 開 会  
                            9 月 8 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 5 年 9 月 5 日（火曜日）

第 3 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 1 日目)

令和5年 第3回大蔵村議会定例会会議録第1号

---

令和5年9月5日（火曜日）

---

出席議員（9名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
4番	佐藤勝君	5番	八鍬信一君
6番	加藤忠己君	7番	佐藤雅之君
8番	斎藤光雄君	9番	鈴木君徳君
10番	海藤邦夫君		

---

欠席議員（1名）

3番 須藤敏彦君

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	東谷英真君
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	斎藤徳美君

住民税課課長補佐

佐藤 信一 君

産業振興課課長補佐

八鍬 充教 君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐

岡部 雅人 君

---

議事日程 第1号

令和5年9月5日（火曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

報告1 健全化判断比率の報告について

報告2 資金不足比率の報告について

第 4 一般質問

第 5 議第73号 令和4年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

第 6 議第74号 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第 7 議第75号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 8 議第76号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 9 議第77号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

第10 議第78号 令和4年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第11 議第79号 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議第80号 令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第14 監査委員報告

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回大蔵村議会9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、執行部並びに議員の皆様には公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

また、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表いたしまして衷心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は9人です。

須藤敏彦議員から、欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番佐藤雅之議員、8番齊藤光雄議員の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は、本日9月5日から9月8日までの4日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日9月5日から9月8日までの4日間と決定いたします。

### 日程第3 諸報告

○議長（海藤邦夫君）　日程第3、諸報告に入ります。

初めに、村長より報告事項がありますので、加藤村長より挨拶と合わせまして報告をしていただきます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　皆様、改めましておはようございます。

令和5年第3回大蔵村議会9月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。  
御出席をいただきました議員の皆様、そして、土屋代表監査委員様、斎藤農業委員会会长様、  
さらに御多忙中にもかかわらず傍聴にお越しいただきました皆様方に、心より御礼を申し上げ  
ます。

また、議員の皆様方からは、この3日に行われました防災訓練に御参加をいただきましたこ  
とに、衷心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今年も全国的に大きな災害が多発をしております。本村の場合、これまで大雨に伴う河川の  
増水や、土砂災害などに見舞われてまいりました。決して安全な地域とは言えない状況であり  
ます。村といたしまして、有事の際には迅速な避難指示など、村民の方々の命を守ることを第  
一に考えた行動を取ってまいりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、本村の基幹産業であります農業に目を向けて、今年は梅雨明けから好天に恵まれ、  
9月に入った今も秋の気配は遠く、例年になく猛暑の日が続いております。こうした状況から、  
水稻については既に刈取りの適期を迎えた、あるいは刈取りが始まっていますけれども、そ  
ういった圃場が見受けられるようになっておりますが、今年の高温、降雨量の少なさから、高  
温障害と圃場によっては干ばつの影響が見られ、その影響を懸念しているところでございます。  
そうしたことから総合支庁のほうに連絡を取りまして、昨日ですけれども、最上総合支庁長や  
産業経済部長、そして農業技術普及課の職員が藤田沢、桂の被害状況を視察していただいたと  
ころでもありました。

一方、本村の主要農作物であるトマト、ミニトマト、キュウリなどの夏野菜についても、一  
部高温障害が見られたものの、市場価格が例年になく高騰しているとお聞きし、安堵をしてい  
るところでございます。

しかしながら、国際情勢の不安定から、原油価格等が高騰し、電気料金やガソリン価格の高  
騰により、住民生活に影響が見られることに加え、燃油や肥料、生産資材、さらに飼料の高騰  
が農家の経営を圧迫しており、村として国や県の施策の動向に意を配しているところであります。

新型コロナウイルス感染症については、感染法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に分類され、人々の交流が拡大したことから、その感染者が増加傾向にあるようでございます。村では国からのワクチンの配付の遅れなど不確定要素はあるものの、10月15日の65歳以上の方々を対象としたワクチン接種を皮切りに、順次進めて感染拡大を予防してまいりたいと考えております。

さて、今議会には報告2件のほか、令和4年度決算認定議案8件、令和5年度補正予算関係議案7件など、合わせて22議案を御提案させていただきますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、9月定例開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。

続きまして、この私の前のリンドウの花でございますけれども、毎年、9月定例議会に合わせてリンドウ部会から頂いているものであります。リンドウ部会の会員を御紹介申し上げたいと思います。部会長が合海の早坂新一郎さん、それから、部員として3名いらっしゃいます。中島幸一さん、豊牧です。中島 貢さん、豊牧であります。そして、五十嵐久さん、この方は赤松でございますけれども、8月までリンドウを出荷しているということであります。そういうことで、今回役場にこういうふうな形で持ってきていただきました。贈呈の品種は、しなの2号というものであります。議会の開催中、その4日間でありますけれども、私たちを和ませてくれるというふうに思ってございます。皆様方からも生産者の皆様方にお会いした際には、ぜひありがとうございました、よかったですよということでお礼を言つていただければ、大変ありがたいなというふうに思っているところであります。

花の紹介も含めて、挨拶をいたしました。

続きまして、報告1、2を続けてこの席で説明をさせていただきます。その後に、総務課長から詳細について説明をいただきたいと思います。

報告1 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和4年度の決算について健全化判断比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

報告2 資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和4年度の決算について資金不足比率を議会に報告し、かつ村民に公表するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上であります。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、報告1を御覧ください。

健全化判断比率の報告について。

令和4年度決算に係る健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

健全化判断比率は、法律に基づいて地方公共団体の財政状況を客観的に判断するための4項目の財政指標でございます。

表のほうを御覧ください。

当村における令和4年度の数値でございます。実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率はございません。それで、実質公債費比率は8.9%でございます。将来負担比率はございません。表の欄には、早期健全化基準と財政再生基準の値を示しておりますが、令和4年度の数値はいずれも基準を大幅に下回っており、適正な財政運営ができているものと思っております。

令和5年9月5日

大蔵村長 加藤正美

以上、報告いたします。

次に、報告2のほうに移らせていただきたいと思います。

資金不足比率の報告について。

令和4年度決算に係る資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

資金不足比率は、法律に基づいて地方公共団体の公営企業会計の経営状態、資金不足の度合いを表す指標でございます。

表のほうを御覧ください。

3つの特別会計の令和4年度資金不足比率でございます。簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業の各特別会計において、資金不足比率はいずれもございません。右の欄には、経営健全化基準の数値を示しております。各公営企業会計においても、適正な財政運営ができているものと思っております。

令和5年9月5日

大蔵村長 加藤正美

以上、報告いたします。

○議長（海藤邦夫君） 議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、一般質問に入ります。

会議規則第61条の規定により、指定期日まで6名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

4番佐藤 勝君。

〔4番 佐藤 勝君 登壇〕

○4番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

今日から、9月の定例会が始まります。今日は先ほど議長さんがおっしゃったとおり、6名の方の議員の一般質問があります。長時間になりますけれども、最後までよろしくお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

私は集落や農地の消滅危機をどう考えるということで、村長の考えを伺いたいと思います。

数年前までは、農業の後継者や嫁不足、人口減少や集落の高齢化などが話題になっていましたが、ここ数年の間に今のような姿になるとは想像できませんでした。もはや過疎化や減少は、話題にすらならなくなっています。

特に山間地の農地においては、村が配分する作付可能な面積はあっても、耕作者がなく、半分以上が荒れ地になり、命の綱である用水路も途切れており、機能を果たせなくなっています。これらの水路は防火用水にも必要となっています。

また、農地に関して言えば、今、平場で積極的に事業を展開している基盤整備により、国からの配分面積はクリアでき、村としては何も問題はないかもしれません、そのことによって収益が少なく、作業の不便な山間地の農地は必要としなくなります。行政から見れば、このことは想定内であり何の問題もないかもしれません、現在でも集落を維持することが精いっぱいで、農地が不要となれば当然そこに住む用もなくなり、人口の流出に拍車をかけること

になり、集落の維持はさらに困難となり、消滅集落の道筋ができ、このままにしておいては、あと数年のうちに消滅する集落ができるのも不思議ではありません。

このことは深い意味を持って考えれば、人的災害と言えるかもしれません。自然災害を防ぐことは難しいことかもしれません、人的災害は施策や努力によって防げるはずであります。集落自体の努力や行動は最も大切ですが、行政としても危機感を持って、実のある政策が必要なのではないかと思いますが、村長の考え方を伺いたいと思います。これ、考えだけで結構です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「集落や農地の消滅危機をどう考える」という佐藤 勝議員の質問にお答えいたします。

この質問を私読んでまして、佐藤 勝議員が四ヶ村というふうな中で、一番の上のほうにある滝の沢の集落ですね、生活をしており、その中で滝の沢集落が半減をしている、またはそれ以上かもしれませんけれども、そういうふうな中において、いろいろ今まで議員生活、またその前もいろんな役職もしていただいておりました。そのことを締めくくるというふうな意味合いも含めて、切実な思いでこの質問をいただいたというふうに思っております。そういうふうなことを提言していただいたというふうなことに関しては、感謝を申し上げたいと思います。

それでは、答弁をさせていただきます。

議員が危惧されているとおり、ここ20年で山間地域の人口は半減し、集落によっては3分の1に減っている状況となっており、農家数も同様の減少傾向をたどっております。これは大蔵村だけでなく、全国的な課題となっている状況であることは言うまでもありません。

村内山間地の農地については、現在全く放棄しているというものではなく、中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度により、作付はされていなくとも農地として活用できる状態で管理されているものと村では認識をしています。

しかしながら、様々な理由から離村する方が増え、さらに新規に就農される方がほとんどいない中、地域に残された方が多くの農地を管理せざるを得ないのが現状であり、厳しい現実にあることも理解しております。

村として、山間地域において持続可能な農業を支援し、農地、集落を維持していくため、これまで中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金のほか、山間地域等農業機械導入支援事業をはじめ、地域のランドマークとしてのふるさと味来館の運営に対する支援、関係人

口の拡大を目指した棚田ほたる火コンサートの開催、棚田米の魅力をアピールし付加価値を高めた米の販売を目指した生産販売組合への支援、棚田地域振興法の指定棚田への指定と四ヶ村の棚田地域振興協議会への支援等、国や県以外の村独自の施策に関しても、積極的に様々な取組を行ってきたところであります。

しかし、人口減少や時間の経過とともに地域の状況も変化しており、これまで実施してきた施策の方向性と地域のニーズに乖離が生じているように見える部分も、少なからず感じております。今後、地域との話し合いの下、作成することが義務づけられている地域計画の策定を機に、地域の皆さんニーズと村の施策とが同じ方向性で地域振興に当たれるような体制を取っていきたいと考えております。

いずれにしましても、地域の振興はその地域の皆さんとの取組なしには実現をしません。地域の方々が自分のこととして、自分の住む地域について真剣に考えることが重要と考えます。

また、農地の維持のために生活を犠牲にするということではなく、豊かな生活を送るためのなりわいとしての農業でなくてはならないと私は思います。

地域振興を実現するためには、それぞれの地域において議員の皆様方の強いリーダーシップが必要でございます。山間地域の人口減少問題については、村の重要課題の一つとして今後も取り組んでまいりますので、議員皆様方の御理解、御協力をお願いし、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 答弁ありがとうございました。

これに関して質問は以前にも何回も行っていますが、質問も答弁も結論を出すことは難しいことは承知しております。しかしながら、先ほど申し上げたこととは何の根拠もない想像で申し上げているのではなく、現実に起こり得ることであり、危機感を持って質問しています。

今、村の農業を見れば、これ差別をしているわけではありませんが、就労者の年代、栽培品目、補助事業関係など、平場と山間部の違いがはっきりしています。環境や立地条件の違いは仕方ないとしても、行政側の考えにも隔たりがあるように思います。

その一例を申し上げますが、今村長言ったとおり、滝の沢の関係なんですけれども、その地域にとって非常に重要な村道の管理に対する意識にも隔たりがあるように感じます。村道赤松滝ノ沢は雪解けの際に地滑りがあって、通行止めになりました。もう7月の末かな、ぐらいだったんです。で、なったんだけれども、それに関して農地や水路管理、また災害時の迂回路として重要な路線であるにもかかわらず、現在も通行止めのままで、地域の住民は非常に難儀していることは承知していますか。

私は以前にも迂回路の重要性を何回も質問していますが、そのときの村長の答弁は、危険な場所や稼げない道路は造らないという答弁でしたが、今もその考えに変わりはありませんか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から平場と山間部の農業についてとか、いろんな扱い方というか、差があるというふうなお話でございましたけれども、私はそんなことは一切思ってもいませんし、そういうふうな扱いをしたことなどございません。むしろ山間地というのは自然条件が厳しいというふうなことで、村の予算的なことを見ましても分かるとおり、中山間地については何ていうんでしょうか、平場のことよりもむしろ多めにいろんな形で予算を投入してございます。

今、具体的に佐藤議員からは道路問題のことを挙げられましたけれども、そのことについても確かにですね、事例としての、何ていうんでしょうか、普通一般に関する考え方を申し上げたところであって、その場所についての道路については直さないとか、重要でないということは一言も申し上げておりません。ただ、いろんな中で順序的なものがあってですね、人の命とか、そういったものを重要視する関係の中から、村の中でも順番をつけながら直していくと、あるいは整備をしているというふうなことは申し上げました。その道路については今どんなふうになっているのかというふうなことについてはですね、担当にも指示しておりましたし、その状況について、どうしてすぐ取り組むことができなかったかというふうな状況についても、説明をさせたいというふうに思っております。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 先ほどありました、赤松滝ノ沢線についてですが、そちらのほうにつきましては、当初ただの土砂取りではなくて、上のほうに、のり面上部のほうに土砂が堆積しているというふうなことで、道路部の部分の土砂撤去だけでは危険が伴うのではないかというふうなことで、今のところ通行止めというふうにさせていただいております。本日も赤松滝ノ沢線のほうに赴きまして、現在の状況を把握して、土砂撤去のほうをするかということで検討しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 今、課長の説明は前も課長に直接聞いてます。だから、それは納得します。

ただ、予算がないとかなんとかっていうのは、それは予算なんてのは最初からあるわけないので、予算はつけて初めて計画を立てて、それを実行するため予算つけるので、予算がないか

らできないとかそういうことは今言いませんでしたけれども、そういうことはあってはならないと思います。必要だから計画を立てて予算をつけるんですから、予算がないからできませんなんていうのはとんでもない話。そういうこと今言いませんでしたけれども、そういう考えがあっては駄目だと私は思います。

4つぐらい質問ありますので、時間がないので次に移ります。

次に、先ほど村長が申し上げましたけれども、山間地域を維持するために大きな役割を果たしている、直接支払制度について質問します。

この制度は既に23年かな、20年を超えていました。この間、この交付金を活用して多くの事業を行ってきました。トラクターを買ったり、農道を直したり、農業機械を買ったり、やりました。それで、一生懸命地域の人は頑張っています。

こういう制度は本当に大切なことで、もっと続けてもらいたいのはやまやまなんだけれども、この制度も5期目、あと1年を残すだけで、あと6期目に入るわけですけれども、ここで問題になるのが、これに取り組む人員の高齢化や他町村への移転などで、今までのような体制を取ることが難しくなってきています。大蔵村でも幾つかの集落で協定を結び、集落の維持に頑張っていると思いますが、これ以上に取り組む人数が減少すれば、取り組んでる1人当たりの労働負担が多く、今後、協定結ぶことは不可能でないかと予想されます。そうなった場合、間違なく全ての農地は荒廃し、やがては集落の消滅につながります。必ずそうなるとは限りませんが、大体の予想でいいですから、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員からは地元で暮らしていてですね、直接支払制度、もう今5期目で、それも残すところ1年、その後には6期目が展開されるだろうというふうな話。その中で、大変いい事業ではあるんですけども、それに取り組める方々がいなくなる状況だ。いてもですね、年齢的なものでなかなか大変になるだろうというふうなお話でございます。

それについては、当然そういうふうに予想されますけれども、ただ、中山間地の農地を維持するためには、どうしても人手が必要だというふうなこと。あるいは、そういった後継者が必要だということ。だからこそですね、その地域の方々の皆様方と、何とかこれを続けるための方策に向けて話し合いを役場で今までやってきております。それから、農地を維持するために村独自の事業ということで、よそではやっていない事業もたくさんやってございます。ただ、ものによってはですね、地域の方々の負担になる、そういうた事業もあるかと思います。そういうことについては、やはりこれからやり方を考える、あるいはいろんな話し合いの中で別の方

法を考えるというふうなことも、必要になろうかと思います。ただ農地の管理については、必要最低限できることはやはりやっていかなければならぬのではないかというふうに思っています。

ただ、私が中央のほうで、いつもその棚田についてのお話がございます。ただ、私はそこで申し上げていることは、やはり棚田はいろんな方々が観光やその場所に訪れて、きれいですね、空気がおいしいですねというふうなことは言っていただけるんですけども、実際それが収入につながっているものではないということ、そういったことで、あぜの草刈りとか、そういうことが地元の方々の非常な負担になっているということ、そういうことの積み上げが、この直接支払制度に反映してきたわけであります。国としても、このことについては放っておけない状況かと思います。ですから、高齢化に伴って、それなりの制度が出てきたり、また村としてもそれを補佐する、あるいは補填をするというふうな形の中での、当然施策が必要になってくるものと思います。

今、仮のことを申し上げなさいというふうに言われてもですね、その場に移行しつつ、してからでは遅いですので、来る前に地域の方々とお話し合いを進めていく。ぜひそういうふうな相談にも、地域の方々が自分たちのことであるというふうなことを真剣に考えて参加をしていただくような手立てを、佐藤議員からもひとつ御指導いただければというふうに思っているところであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） そのことなんですけれども、移転していなくなった農地とか、その管理する人がいなくなった農地、高齢化になってやれないという農地、それを守らなきやならないと言うんで、我々の集落では管理組合というものをつくって、昨日、おとといも、それで1日がかりで全部整備とか一応やりました。もう、それでも若い人でもう56歳、私がトップでは77歳です。平均すると、74歳ぐらいです。やっぱり厳しい、すごい厳しいんです。厳しくても、せめて5期終わるまでは頑張ろうと。それでも足りなかつたら、6期もしなきやなんねえのかなという話しはしました。でも、1人当たりの、以前は二十何人でやっていたんですから、今は7人でやっています。だから、3倍の負担があるわけです。だから、金もらってんだから、お前たちやって当たり前だろという考え方でやられたんでは、とてもじゃないけどできません。

そういうことを踏まえてですね、お金をくれとかそういうのじゃなくて、その現状をよく見て、これは大変だなとか。例えば、例えばの話ですよ。今日は妄想の話をしますから。例えばの話で、集落4つあるんですけども、それ一括にするとか、そういう方法も、これは行政側

の指導でもできるんじやないか。さっき言ったのは、そういうことをやらなければ、これは災害じゃなくて人災だと言ったのはそのことなんです。これはこれとして、よろしくお願ひしたいと思います。

次です。今日は4つか5つありますので、忙しいんですね。

次ですけれども、この物事、形、形態、これ何でも、いつまでも同じじやありません。自然消滅ということがあります。何でもそうです。これは仕方がないことで、これ防ぎようのないことかもしません。

今、どこの病院行っても、重症患者や末期がんの患者さんには本人の希望がありますけれども、延命治療は行いません。みとり看という言葉が当たり前のように使われていますが、これ何ともむなしい言葉です。つい最近までは私の母もそうだったので、よく分かります。

この自然消滅、言葉はちょっとまずいかなと思うんだけれども、ある意味においては、大変楽なことなんです。なぜかといえば、まず1番、何もしないでそのままちょっと待っていればいい。2番、全く経費がかからない。3番、やめるとは言えないけれども、自らやめるというのであれば、止めることはできない。一番有利なことは、何よりも誰にも責任がない、取る必要はないと私は思っています。これ一方的な考え方もありますけれども、これらについて村長はどう思いますか。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員は今、病気のことを例にして言われたけれども、それとはまた違うのではないかなど私なりに思っています。

○4番（佐藤 勝君） 病気じやないです、農家のあれです。

○村長（加藤正美君） まず、その後にですね、そういうふうなことを言されました。4つほど挙げられましたけれども、これは人それぞれによって考え方も違いますし、対応の仕方も違うと思います。

例えば、佐藤議員が人災と言われたその集落の消滅というふうなこと、これは確かに消滅というふうな言葉は悪いんですけども、そうせざるを得なくなっているというふうなことも、そういった場所とか、地域もあるうかと思います。ただ、できればそういうふうなことになつてほしくないというようなことで、村としても、そして今まで村を引き継いできた先輩の皆様方もそういうふうなことを考えて、いろんな手立てを講じてきたわけであります。

そういった中で、例えば具体的に申し上げますと、先ほど佐藤議員から面積のこともございました。人数が半分以下になっていれば、当然その全面積を作ることになれば、倍以上の面積を耕作していかなければならないというふうになります。私は中央でも特に申し上げておりま

すけれども、それは不可能だというふうなことを申し上げております。ですから、やはり中山間とはいえどですね、ある程度耕作条件の恵まれているところがございます。そういうところに集中して、どうしても手がかかり過ぎてどうにもならない耕地については、自然に返すというふうな方法を取らざるを得ないのかなというふうなことも申し上げております。そういうようなことを図っていかなければ、その地域に住む人たちの苦労、あるいは労働が非常に過大になつて、当然耐えていけないというふうなことになろうかと思います。

そういうことで、大蔵村としても将来的にはそういった面積の集約といいましょうか、棚田においても基盤整備というものをできる限りの中でやる。そういうふうなことをしながら、集約を図っていかなければならないのかなというふうに、私が想像するのはそんなことあります。そういうことで、そこで暮らしている方々についての便宜を図っていくというふうなことに尽きるのではないかなと思っています。

私は、農家する方もいろんな方々がいらっしゃると思います。例えば、平地で100ヘクタール、あるいは50ヘクタールの農地の中で大型の農業機械を操作しながら農業をやりたい人。あるいは、逆にそういった中山間で手仕事でもいいですから、細々と農業を続けていきたいというふうな人もいるでしょう。いろんな形の人がいるわけですから、それに合った形で農業を続けていかなければならないのではないかなと思っています。

この間も議員さんと一緒に行った国土交通省の中で私が申し上げたことは、農業をやっていくということは、中山間地で国土を守ることだ、保全をしていくことだと、それに対しての補償というふうなことを、我々農家が求めていかなければならないんだろうというふうなことも申し上げております。そういうことについても米価に反映していただく、あるいは田んぼ、農地の果たす役割、そういう多面的機能をそういう価値観として捉えて、それを農業に反映していく、それに喜びを感じる人もいらっしゃるはずであります。

そういうことで、これから農業というものを多面的に、いろんな形から考えていかなければならない。当然私はできれば、最初はそこに住んでいる方々が引き続きそのまま住んでいただくことを願うわけでありますけれども、よそから入って、そういうふうな農地についてもやりたいという人についても窓口を設けていかなければならない。そういう時期も来ているのかなというふうに思ってございます。

今、私の構想の中では、四ヶ村を1つの農業法人として立ち上げて、その中で田んぼを維持していく、あるいは畠を維持していく、そういう取組ができるのかということを、何人かの皆様にお話を申し上げております。まさに佐藤議員が心配される、各集落で10人足らず、

おのれの10人足らずの人になった場合、そういうふうなことをせざるを得ないのではないかというふうに思っています。そのときにもそういった形で農地の選別、集約、そういったものをさらに進めていき、あの地域の農業の生活を守るというふうなことにしていきたいものだなというふうに、私の夢の構想で持っております。佐藤議員とまた違うと思いますけれども、私はそんなことも考えているんだというふうなことを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 今、村長の答弁、私と同じようなことを考えているの2つほどありました。1つはやっぱり農業法人、四ヶ村農業法人、これも必要でないかなと、これからは必要でないのかなと思います。それから、不便なところ、絶対無理なところは農地としてではなく自然に返すということ。私も前々から、何年も前から、できないところはできないでいいですから、そこはブナでも植えて山林にしましょうと副村長にも言っています。そう言ってたんです。何でかと言ったら、昭和40年代、食料生産拡大で、今まで山も谷も全部埋めて、面積を広くしたんですよ、全部。暗渠もしないで。だから、今になれば地滑りが起きる。あの頃はみんな人がいたからできたんですけど、今、米は要らない、人は少ない。それ全部管理するというのは難しんです。だから、できるところは集中してやって、それで残ったところは自然に返す。ただ、柳や変な雑木じゃなく、どうせやるんだったらブナでも植えて、きれいな自然環境をつくったり、構想をしたいって前から私言ってましたけれども、今珍しく村長と意見一致しました。ありがとうございます。

今、農業委員長さんも来ていますけれども、農業委員会でもそういう今取組に向かってやっています、かなり。ただ、実現するまではなかなか楽でないと思いますけれども、その第一歩だと私は期待しています。

次、先ほど私は深い面において、人災ではないかと申し上げました。今、村では庁舎移転の問題で大変難儀をしています。これは自然災害を想定した移転であると言っていますけれども、その災害は今日、今、これから起こるかもしれません。また、ずっと起こらないかもしれません。しかしながら、備えることは何というかな、自然に備えておくということは、それに越したことはありません。当然すべきです。今後、村の将来を見据えた村民のための庁舎であることを願います。

そこで人災の件に戻りますが、今、20年か、30年ぐらい前からずっとあるんですけども、現在に至るまで、何年もの間にもう既に人的災害、私が言う人的災害起きています。で、こう

いう消滅問題も出てくるんです。災害に備える、それは大事であります、現在、これ私なりの考えですから、村長と違うかもしれない。現在起きている人災的なこと、それをそのままにしておいていいんでしょうか。この今現在起きているものを、何とか止めなきやならない。これは備えるよりも、まだ大切なことだと私思います。そのことについて、村長何かあつたら。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 逆質問はうまくないんですけども、佐藤議員にお尋ねしたいんですけども、人災というふうなことの捉え方でございますけれども、人が減るというふうなことについて、人災ということでお考えなのでしょうか。その辺がはっきりしない限り、私の答えようがございません。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 人災とは、私が考える人災とは、何かやれば何とかなる、やらなきゃならないから何かやる、それもできないからやらない、仕様がないだろうとやらない、そういう意味で人災と言っています。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 人災とは、私も大体同じような考え方ですけれども、自然災害との違いがあります。やはり努力はしても、結果が得られなかつたというふうなことがございます。そういうことから言えばですね、私は今まで精いっぱい村の運営については職員と力を合わせながら、例えば、佐藤議員が今言われております中山間地の問題、あるいは平場での基盤整備を含めた農業経営の在り方、大きく言えば、大蔵村の農業の未来について、しっかりとした考えを持ちながら、今までやってきたというふうに自負をしております。もし不備な点があれば、議員の皆様方と話合いの中で方向変換、あるいは訂正することもあるかと思いますけれども、そういういた思いを持ちながら今までやってきております。

ですから、例えば皆様方から具体的に、これについてはどういうふうに思うというふうなことをはっきり言っていただければ、それについてはしっかりと答弁をしてまいりたいと思っています。抽象的なことで、これ全般についてと言われましてもですね、なかなか一言で言えることではございません。

ですから、今までのその人災と言われる、例えば中山間地の人口減少、そういったものについては、止めたくても止められなかつたというふうなこと。例えば、佐藤議員よくお分かりのとおりですね、滝の沢地区ではああいったすばらしい橋ができた。逆に、橋ができるから、人口流出が始まっています。これはどういったことなのかというふうなことを考えれば、原因

はいろいろあろうかと思います。ただ、単に便利がよくなつたから、そこでだけ住めるというのではありません。そのお家、お家のいろんな事情があろうかと思います。そういうことの中で、個人の家庭の中にまで入つて、いろんな操作もできませんし、そういうことの悩みを聞いてあげるということはできても、できることとできないことがございます。また、行政としての限度もございます。そういうことの中で、私としては精いっぱい中山間地の村の在り方、集落の在り方、人口減少の在り方についても、村長に就任したあたり、こんなふうに人口が減っていくから、これについてこの地域の皆様方で考えてほしいですね、一緒に考えましょうというようなことを申し上げました。そのときにはですね、その地域の親方といふんでしょうか、そういった非常に見識の高い皆様方から、何言っているんだ、村長、お前はまだそんなに若いんだろうと、そういった中でこんな未来性のないことを言っちゃ駄目だよ、人口が減るなんてこと言つたら駄目だよということで、頭ごなしに叱られたこともございました。それが今、現実となってまいります。ですから、私はその当時から人口が減るというようなことも予測をしながらですね、いろんな手立てをしているところであります。そのことについては、認める方と認めない方もいらっしゃると思いますけれども、それは致し方のないことだというふうに思っています。十人十色というふうに申し上げます。

ですけれども、私は皆さんのが、ある程度の皆さん、例えば10人いれば6人、そういった方々に理解をしていただけ、そういうふうな政策でもって、できるだけ村をいい方向に持つていきたいというふうな形で、この過去4期頑張ってきた思いでございます。本当に拙いところもあったと思いますけれども、そのことについては、5期目の中で皆様方と一緒にお話をしながら解決できるものもあるかと思います。また、引き続き解決できないものもあるかと思います。ですけれども、何もしない、諦めるというふうなことは、私の頭の中にはありません。そういうことですので、ぜひ議員の皆様方の御協力をいただきながら、この村を少しでもよくするというふうな思いで頑張ってまいる所存でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 先ほど村長、滝の沢の橋があんな良いのできたら、人口いなくなつたというような話しましたけれども、あれはね、滝の沢の橋じゃないんです。近岡理一郎さんが、あそこからずっと舟形通つて、次年子まで通すの一段階という段階で、滝の沢の集落までで一応打ち切つただけの話。滝の沢のための橋ではありません。

それから人口減少、あれはどこの集落でも同じだけど、元気で家族構成がしっかりして、元

気である程度、生活も裕福とまで言わないけれども、何とか安定している人がみんな引っ越していくんです。何でかと言ったら、自分が向こうに行って生活するために、今元気なとき、家庭がいいとき、今行かなきゃ行くときないと。それから、最後まで残ったら今よく墓じまいと言いますけれども、部落の始末全部自分しなきゃなんねえ、そうなる前にいち早く行ったほうがいいという感じでなっていくんです。それは集落の努力が足りないせいも確かにあるかもしれませんけれども、そういうことで現状そうなっています。だから、強い者がいなくなって、弱い者だけ残るんだから、強くなるわけないです。これが原理です、間違ひなく。

いろいろ質問しましたけれども、まだ5分ありますけれども、最初から言っているとおり妄想みたいな質問ですけれども、それ結論出せだの何だのって私言ってません。ただ、村長がどう思っているか、ただ聞いているだけですから。そういうものに付き合っていただきまして、ありがとうございます。

質問を終わります。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩します。

再開は11時5分といたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

7番、佐藤雅之君。

[7番 佐藤雅之君 登壇]

○7番（佐藤雅之君） どうもお疲れさまでございます。

私、今日は2番目ということで2つ、ちょっと声悪くしていますけれども、2つ質問したいと思います。1つは、温泉地での避難の課題はあります。そして、2つ目が今大きな問題になっておりますマイナ保険証撤回、これを村長が表明しましたけれども、その真意はということで問いたいと思います。

すみません、マスク外します。

まず、1番目ですが、新型コロナが第5類となり、一応の収束が認識され、国際的に人の移動が増加し、温泉地も来訪者や客などが戻り始めています。他方で、猛暑、台風、ゲリラ豪雨、豪雪など、毎年激甚化し、いつ甚大な災害に見舞われてもおかしくない状況です。令和2年7月本村を襲った豪雨災害は記憶に新しいところです。その際も一部顕在化しました

が、避難等には観光地ならではの課題があります。地元住民、日本人旅行者、外国人旅行者など、情報や防災の装備の有無や言語の違いなど、属性が違う人々が混在していることです。さらに、日帰りや車中泊のような形態もあり、旅館等による把握がなされない旅行者など、地元でも情報がつかみづらい来訪者も存在します。

それで、例えば、1、停電も想定した来訪者への避難所への案内板等（多言語）の整備、2、避難所での収容力の問題などから生じる地元住民と来訪者の合理的な整備や安否確認等について関係者の事前の共通理解の醸成、3、いわゆる垂直避難が有効な際の旅館に一時避難を受け入れてもらうための村と旅館組合等の事前協定等の整備などが考えられますが、温泉地での避難の課題を村はどのように認識し、解消を図る考え方質問します。

次に2つ目ですが、今、全国的にマイナンバーカードの紐づけ誤りによる個人情報の漏えいや、来年秋までの健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの紐づけをめぐり、関心とともに大きな不安が広がっています。そうした中、本年8月12日付山形新聞によれば、共同通信が全国市町村長を対象にしたマイナンバーに関するアンケートで、県内では唯一、大蔵村が健康保険証廃止に対し、撤回すべきと回答しています。私もデジタル化の方向性については賛同するものの、本来任意のマイナンバーカードに健康保険証を紐づけ、紙の保険証を原則廃止するという国のやり方には反対であり、村民に相当の混乱が生じると考えます。県内では、撤回を求めたのは大蔵村だけでしたが、加藤村長は現在、山形県の国保の保険者等で構成する県国民健康保険団体連合会（県国保連）の理事長でもあります。保険証廃止の撤回を表明した真意と、これから国等にどのようにこの撤回の声を反映させていくつもりか、質問したいと思います。

すみません、ちょっと声を痛めています。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「温泉地での避難の課題は」と「マイナ保険証撤回の真意は」という佐藤雅之議員の質問にお答えをいたします。

まず、「温泉地での避難の課題について」でございますが、議員御発言のとおり、近年各地で災害が多発、甚大化しております。本村においても、令和2年7月の豪雨災害が記憶に新しいところでございます。

村では、令和2年の災害で見えた課題の整理及び対応を検討するために、肘折地区の方々と話合いの場を持ったところでございます。

議員からは大規模災害時における避難、特に観光客を抱える地域としての課題について質問をいただきました。

私は、災害時に一番大事なことは、自分の命は自分で守ることだというふうに考えております。大規模な災害の発生が予想されるような場合は、行政からの呼びかけを待つことなく、命を守る行動を取ることが重要であります。このたびの防災訓練の際にも、私の挨拶の中でそのことを申し上げたところでもありました。

また、旅館経営者の方々は、多くの温泉地で実施しております旅館独自の防災訓練や、各旅館における災害時対応マニュアルを備えておくことも重要なかと思います。こうしたことが、おもてなしの根幹となるのではないかと私は考えます。こうした経営者の方々の努力については、村としても最大限の協力をしてまいりたいと考えます。

さて、議員からは来訪者に対応した避難所への案内看板の設置について御意見をいただきました。このことに関しては、現在、肘折地区で進めております「まるごと里ごとハザードマップ」事業で検討しておりますので、その結果を待ちたいと思います。しかし、その事業に対しての地元参加者が非常に少ないと聞いており、温泉地としての危機意識の高揚も課題と考えているところです。

さらに、避難所収容力についての質問でございますが、旅館等に宿泊されている観光客への対応は、各旅館が行なうことが基本でございます。発生が懸念される災害により、必ずしも全員が避難所に避難する必要はないものと思います。令和2年災害では、河川の増水に伴う災害でありましたので、旅館等の強固な2階、3階への非難が有効となりますので、そうしたことを見折地区の課題整理のときにもお話をさせていただきました。議員御発言のとおり関係者の事前の共通理解は必要と考えますので、今後、関係者との検討の場を設けたいと思います。

ちなみに、現在の避難所としての想定収容人数は、肘折防災センター216人、肘折保育所45人、合計261人となっており、地区住民が避難できる規模を満たしているものと考えております。

また、議員からは垂直避難の対応として、旅館等への一時避難に関する事前協定等の整備について御意見をいただきました。

このことについては、私も有効な手段であると考え、地元の方々と話を進めた経緯がございます。また、以前に議会の場でもお話しさせていただきましたが、夜間などわざわざ避難所に移動するとなると、その途中での思わぬけがなどの危険が伴うことも考えられます。災害によっては、比較的丈夫な旅館等の2階や3階に避難させていただくことが必要になることもあります。

うかと思います。

しかし、行政からの押しつけとなつては理解がいただけないこともありますので、現在、肘折地区を対象に行っている「まるごと里ごとハザードマップまち歩き」での意見をお聞きしながら、検討してまいります。

さきにも述べましたが、近年、全国各地で大規模な災害が多発しております。多くは、ゲリラ的な大雨による災害であり、多くの河川や土砂災害の危険箇所を抱える本村においても、万全な備えが必要との意識を強くしております。議員御意見のように、災害時の避難には様々な課題があろうかと思いますが、村として一つ一つ丁寧な解決策を見いだしながら、住民の方々の安全・安心を確保してまいりたいと思います。あわせて、村民の皆様にも自分ごととして捉えていただき、自分の命を守る行動を迷わず取れるよう、日頃から考えていただくようお願いしたいと思います。

次に、「マイナ保険証撤回の真意は」という質問にお答えをいたします。

国は、今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化したとして、デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて、国民の利便性向上等の観点から、マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証の普及を進めております。

私も、行政サービスの向上や社会保障制度の円滑な実施等の観点から、デジタル化の推進は必要であると考えております。

しかしながら、議員御発言のとおり、全国ではマイナンバーカードの紐づけ誤り等が判明するなど、国民がマイナンバーカードに対して不安視する事例が発生をいたしました。また、現在使用している健康保険証は基本廃止するという方針により、マイナンバーカードを利用しない、または高齢等の理由からできない方々は、医療を受けるのにかなりの負担を要することになります。

そういうことから、このたびの7月に行われました共同通信社の全国自治体トップアンケートの中で、「政府は2024年秋に従来の保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針についてどう考えているか」という質問に、このような不安が残る中、また全ての方が医療を受けられる体制をきちんと構築できるよう、一旦立ち止まって、国民の理解を得ることや、点検等を徹底する必要があるとの思いから、そのような理由を付して撤回するべきだと回答したところでございますが、今回の報道では、ただ単に撤回すべきとの意見として扱われたところでございます。

その後、8月8日に国は、紐づけ誤り等の再発防止策と国民の信頼回復に向けた対応をまとめた、マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージを公表し、紐づけの総点検を行うべき業務及び機関を報告しています。また、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず資格確認書を交付することにより、加入者全てが医療を受診できるようにしたほか、資格確認書の期限もこれまでの1年から、期限を延長し5年以内の設定で、更新もできるようになりました。こうした国の動向は、このたびのアンケート調査による自治体トップの意見が影響を与えたものと考えております。

参考までに申し上げますと、このたび全国で私のように撤回すべきというふうに捉えたのは、約4%の方々にとまりました。ですけれども、そのことが今私申し上げたとおり、こういうふうにいい方向にかじを切っていただいたというふうに思っております。

しかしながら、基本的にマイナ保険証は、過去の健康・医療データに基づいた質の高い医療が推進できるほか、保険証の切替えや更新が不要になるなどメリットもございます。そして、このたびの政策パッケージの公表により、一通りの改善策が見られたことから、私としては撤回ではなく、国民の理解を得る継続的な努力を要請しながら、今後も国の動向を注視し、デジタル化の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、現在、山形県国民健康保険団体連合会の理事長として、全ての被保険者が安心して確実に必要な保険診療を受けられるよう、引き続き国に対し要望を行ってまいりますので、議員の皆様方からの御指導、御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） まず、1問目の温泉地での避難の課題はということなんですが、やはり村長言うように、関係者の共通理解、こういったものが必要になってくると思います。令和2年の水害の際もそうでありましたけれども、例えば、防災センター等はそもそも住民が利用するものなのか、帰宅困難者、そういった旅行者ですね、旅行者や来訪者も利用できるのか。ケース・バイ・ケースだし、様々な災害がありますので、一律にいかないのは分かりますし、余裕があるのに助けないなんていうわけにはいかないわけですけれども、原則として、その防災センターなり避難所というものと来訪者の関係というのはどういうふうになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まず、村長としての考えを申し上げます。肘折地区で災害があったとすれば、肘折地区にいらっしゃる全ての皆様が対象になるかと思います。ですから、その色分け、

区分けはしないというのが原則だというふうに思っております。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） ということは、来訪者の方も当然そこで支援をするという形になるわけですよね。そのためのある程度備蓄もそろえていくという形だというふうな形だと思うんですが、そういった前提、そういったものが共有されているのかどうかというのも一つあると思いますし、様々な旅館等々との協定というのは、令和2年の水害を契機として、様々交流はしていると思うんです。そういう中で、協定を結ぶということも一つあったと思うんですが、いまだにできていないというか、ある程度できたんでしょうけれども、この間、コロナということもありましたけれども、そういう中でなかなか遅々として進まなかつたのかもしれません、こういった宿泊業者が災害時に果たす役割ということが大変言われている中で、どういった形で大蔵村の肘折の宿泊業者も来訪者の災害に対して支援できるのか、こういった観点での協定というものは今どうなっているんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そのことは議員がおっしゃるとおりですね、まだ、お互いに提携はしていないというふうに思います。契約はしていないというふうに思います。ですから、ここで1回目の答弁で答えているとおりですね、今、そういったものをもろもろ含めてですね、まるごと里ごとハザードマップというふうな事業を行っております。その中で詰めて、そういったこともやってまいりたいというふうに思っています。

ただ、この中でまた申し上げましたけれども、このことに関して、地元からはあまり一生懸命でない。はっきり申し上げますけれども、そういうふうなこともお伺いします。ですから、議員と同じように危機感を持って、温泉地であるからこそ、逆に自分たち地域住民だけでなく、よそからいらしている方々もある。今後の肘折の評判にも関わります。そういうふうなことを考えれば、当然考えて、真剣に考えていただかなくてはいけない案件だと思います。ですから、その中でいろんなことを踏まえながら、細部についても検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 私が聞いたところによると、もう案はできていて、ある程度あるんだという話を聞いているんですけども、実行に移すまでにもう少し時間がかかるのかもしれませんけれども、やはり事業者のほうとしても、ある程度のメリットというか、災害時ですからメリットも何もないわけですけれども、一方的にそれを引き受けるというのは、自分も被災してい

るような状況の中ではいろんな問題があると思うんです。そういった中で、どういった支援の在り方が妥当なのかというのは、どういう話をされているものでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 話の内容はこれから担当の者に話しさせますけれども、私の思いとしてはですね、メリットがあるか、それは今も議員がおっしゃったとおり災害ですので、例えば自分のお家を、あるいは旅館を開放してまでも、そういったことで被災民といいましょうか、そういう方々を救うのが当然だというふうに思っています。そういうことを考えた場合、それが私も先ほど申し上げました、後々の肘折温泉郷としての信頼度、あるいは安心度にもつながっていくものでございます。

過去に土砂崩れあったときに、肘折地区でFM放送とかね、そういったところをいろいろやっていたいただきました。それが村から県と、あるいは国というふうな流れの中で、県の国交省のほうの目に留まって、国土交通大臣賞、その防災に関する日本の中でも一番安心・安全な温泉地だというふうなお墨つきを頂きました。それから、その上の内閣総理大臣賞も頂きました。そういうことですので、その資格に恥じないように、地域住民、肘折地区の皆様方は温泉地のブランドとして、肘折温泉郷としてのブランドとして、その安全性もしっかりとその中に入っているんですということを、自覚をしていただきたいというふうに思っています。

当然、先ほど議員が言われたように、大体決まっているんじゃないかと。決まっているものは案がなければ、先ほどの話のように進みようがありません。ですから、そこに地域住民の、あるいはいろんな災害を経験した方々の経験を踏まえて、いや、一般論はそうかもしれませんけれども、肘折地区ではこうだよというふうなことを付け加えて変えていく。それが地域住民の皆様方の御意見をまとめることだというふうに思うんですよ。ですから、その辺のところを村としては出していただきたいというふうな思いでお話、相談申し上げているわけですから、ぜひそのことに対して協力的な態度をお願いしたいというふうに願うものであります。ぜひ議員からも、そういうふうなことだというふうなことをお伝えいただければと。当然村としても、それに対してしっかりと啓蒙してまいります。

それから、今どこまで進んでいるんだというふうなことに対しては、担当に答えさせます。  
お願いいいたします。

○議長（海藤邦夫君） 東谷危機管理室長。

○危機管理室長（東谷英真君） 私のほうから、答えさせていただきます。

佐藤議員質問の確認なんですけれども、今現在どこまで進んでいるかというのは、まるごと

里ごとハザードマップの進行ということでよろしかったでしょうか。

○3番（佐藤雅之君） それも含めて、旅館組合なり、地域と行政の間で様々な災害協定、そういうものを結んでいく案というのはないでしょうか。

○危機管理室長（東谷英真君） 今現在、まずハザードマップのほうの進行状況なんですが、今、村長のほうから答弁があったとおりで、7月9日、10日と現地情報を得るためのまち歩きをしたところでございます。今後、それを避難経路、避難方法、あとタイミングなど、それを図上の検討会を行いまして、今年度はその後、避難時のルール等のまとめをする予定でございます。令和6年度になってから、まるごと里ごとハザードマップの検討と検証の訓練を行い、その後、確認と最終版と、あと避難誘導看板等の作成を行うというような予定になっております。

村とあと旅館等組合、その進行状況につきましては特にしているというわけではございませんけれども、先ほど村長の答弁にありましたとおり、令和2年9月の議会の場で村長が答弁されているんですけども、そのとき例えばもう既に水が迫っているというときに、隣に旅館があって、避難所まで行くよりも、隣に避難させてもらったほうが危険が少ないというようなことで答弁されておられます。そのようなことで、特に今のところ具体的な案というのはつくれていない状況でございます。（「つくって、それ待っている」の声あり）

大変失礼しました。つくって提示しております、それに対する返答を待っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） それは垂直避難だとか、そういうことも含めてですよね。そういったことについて、旅館組合のほうに振って、今、回答を待っているという状況でしょうか。

そういう中で、我々一般住民としては避難した場合に、もちろんある程度有料で泊まったりするということも想定されるわけなんですが、災害の場合はその費用負担だとか、そういったものはどういうふうに考えるべきだと思いますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 基本的には、災害時にかかった経費については村で補填します。例えば、具体的に申し上げますと、令和2年のときの最上川の大洪水の際で、各自主防災組織でやった炊き出し、そういうものの、あるいはそのほかにかかった経費、それは後から実費弁償というようなことでしっかりと報告を受けまして、そしてそれに対してきっちり支払いをしております。

そういうことで、災害に関してかかったようなこと、それについては実費支払いするというふうに私は理解をしております。ちょっと事務局と話したものでないので、その辺は分かりませんけれども、令和2年のときはそういうふうにしっかりしております。

違いがあつたら、お願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長（東谷英真君） 私のほうから答弁いたします。

今、村長が申し上げたとおりで、令和2年7月豪雨の際に関しましては、村のほうにおきまして費用弁償等行っておるところでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 令和2年から令和5年ということになっているわけですが、この間にコロナ禍の問題もありましたけれども、これだけ時間がたったということもあって、毎年のように災害が起きている中で、一刻も早く、皆さん頑張ってはいるんでしょうけれども、なかなか合意まで行っていないというのは、どのへんに問題があるというか、行政の立場でなかなか言えない部分もあるのかもしれません、どういったところが解決すれば、ある程度納得のいくすばらしい協定ができるというふうに考えているんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 村長。

○村長（加藤正美君） 先ほども1回目の答弁で申し上げましたとおり、私どもの思いだけではなくて受けるほう、例えば、今回の場合は肘折地区というふうに限定になるわけですけれども、そういったところで現場に入ってお話をすると、なかなかその話が進まないと。今、おっしゃったとおり、コロナ禍の中だったのですから、ほとんど話ができない状態だったというふうに思っています。そういうことで、コロナが今度5類に移行したというふうなことでございまので、私どももこうやってマスクしないでお話もできるようになりました。あと、いろんな県内でも、全国的にもそうですけれども、お祭り関係も、そういった行事についても、今までどおりというふうな開催になってございます。そういうことですので、これについては先ほど私が申し上げましたとおり、もう一度納得がいくまで、担当の方に肘折地区にお邪魔させていただきまして、先ほど議員から提案のあったその辺についてはどういうふうな考え方なのかということを深めて、お話しをさせていただきたいというふうに思っております。そういうことで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） コロナ禍もあったし、3年たってしまったというのにはあります、やはりちょっとなかなか、もっと早くできなかつたのかなという気持ちが私としてはあります。これからも大いに頑張っていくということはあり得るし、私も地域の議員として関わっていくという決意ではありますが、やはりもっと早くこういったものをつくっていく。今回は関係者の事前の共通理解が必要と考えますということだったので、率直にまだまだ共通理解になっていないということを認めてくれたので、ぜひこれを加速度的に、いつ災害が起きるのか分かりませんので、そういう中でやっていただきたい。こちらも地域として協力することは一議員としてやっていきますので、その点どう思いますが。

○議長（海藤邦夫君） 村長。

○村長（加藤正美君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、3年、3年と言いますけれども、3年というのはほとんどそういった会合ができなかったというふうなこと。村としての思いがあってもですね、それをなかなか地域の方々に伝えるというふうなこと、紙面でだったらできるでしょうけれども、なかなかそれではらちが明かないと思います。そういうことで今度、先ほど申し上げたとおり、お話しもできるようになりました。ですので、そういう細部について、しっかりと話合いができるように、議員もおっしゃっておりましたけれども、その際はぜひ議員からも、私もここで申し上げておりますけれども、地域がまず自分たちのことだというふうなことを考えていただかないと、よそから来ている方々も全て肘折に關係があるから、観光に来ているんです。遊びに来ているということは観光なんですよ。そういうことでおいでになっているわけですから、肘折がよくていらっしゃった方々です。大事な皆様方です。その方をしっかりと救うために、地域ではまず一番に考えていただきたいと思います。当然、村としてそれをしっかりとサポートしてまいります。

そういうことですので、議員からも主導的立場の中でそういったことに参加するように、また意見を言っていただくように、御助言いただくようにお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 私もハザードマップづくり、これには毎回参加をして、いろいろと情報共有、そういったことを図っているところでありますが、こういったものをぜひ早く、良いものを早くと言っても、あわせて良いものをつくっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、マイナンバーカードの問題に移りたいと思いますが、私は新聞を見て、村長が唯一山

形県内では、全国では4%程度のトップの方がでしたけれども、撤回を表明したと、撤回せよということを表明したということはなかなかの決断だなと。国保連の理事もやっているということもあって、当該的には我々も確かに撤回ということを言っていましたけれども、私自身はデジタル化は賛成なんです。賛成ですが、やはり拙速過ぎているというふうに思っていました。

それで、御承知のようにマイナンバーそのものの自体は任意ですから、任意のものを強制するようなやり方というのは本来あってはならないのではないかと。その点は村長も大いに理解をして、やっぱり拙速にならないような形でやるべきだというふうに考えて、撤回を表明している。理由もつけていたんだけれども、その部分は紹介してくれなかつたというふうなことではありましたけれども、その点、村長のこの立場は、ある意味高く評価したところあります。

ただ、現場ではマイナンバーの普及に頑張っている職員の皆さんもいるので、これは独自の頑張りとして大いに評価もできるし、これはいいのかどうか分かりませんが、地方交付税の算定の問題についても、そういった評価の基準になるということで、それがいいかどうかは分かりませんが、そういった形で職員の皆さんが頑張っていること自体は評価するところではあります。

ただ、やっぱり命に関わる健康保険証を拙速にやるというやり方は、やっぱり大きな矛盾を来すと思いますので、その点、村長と気持ちと通じた部分もあったかなと。その後、いろんな改革、様々な提案も国のはうからあって、そういう形で改正もしたと思うんですが、まだまだ不十分な、未解明なところも結構あると思うので、その点、村長と一緒に頑張っていきたいなと思うところもあるんですが、村長の所見があればお伺いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員とはいみんな、特に福祉とか、こういった年金とか、いろんな面ではもう考え方が180度違うというふうなことで、今までことごとく対立のような形ではいたんですけども、今回は評価をいただいたというふうなこと、それはそういうふうな形で今後、いろんな形でお互いに協力、あるいは理解し合えるようになればさらにいいかなというふうに思っているところです。

誤解を招くとちょっとうまくないので、ちょっと詳しく経緯について申し上げたいというふうに思います。

質問事項として、1つはこんなことがございました。健康保険証とマイナンバーカードとの一体化に向けた取組について、貴自治体で取組や今後の対応方針、一体化の方針へ受け止め方などについて、具体的に記入してくださいとあったんですね。そこには私どもの思いというか、

皆さんのがいを代表して、こんな形で答弁をさせていただきました。高齢者の単独世帯が多くて、こうした高齢者の方々に対してのマイナンバーカードの扱いや、保険証としての使用、あるいは方針を正しく理解していただくための取組の在り方を十分に検討したいというふうに考えている。これは村としてですね、そういうふうな思い。

それと、もう一つは、これは質問事項ですけれども、マイナンバーカードの利用拡大の範囲、あるいは受け止め方というもの、一連のトラブルを受けた一斉点検要請など、政府への対応、あるいは自治体システムの共通化、行政サービスのデジタル化などに関して、国に求めることがあればというふうなことで、自由に意見を述べてくださいという欄がございました。そこについては、国の都合で早急に進めるのではなくて、地方、特に過疎化、高齢化が進む町村について、意見をしっかりと聴取することを含め、もう少し丁寧に進めてほしいということを意見として申し上げました。

この2つを基にして、2024年の秋に保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化するというようなこと、時期が尚早であると。そこで、保険証廃止を撤回するべきだというふうに強く進言をしたところであります。

ところが、何回もになりますけれども、新聞については、山形県では大蔵村長だけがその撤回するというふうなことをしたというふうなことを報道されるわけです。とかくマスコミは面白おかしく、変わったことを言う人についてはさらに変わったふうに見られるように、そういうふうなことを報道するところでございます。ですから、気持ちとしては私もデジタル化は決して反対ではない。ただし、それにおいては周到な周知説明、そして、そういったことを手順を踏んでからやるべきだというふうに申し上げた。それが先ほど申し上げたとおり、いろんな改善につながったというふうなことでございますので、私は逆に国保連合会の理事長として県を代表する立場にあります。だからこそ、こういうふうなことをしっかりと申し上げなければならぬと。しかも、大蔵村を心配するからこそ、そういうふうなことを申し上げたというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） どうも、分かりました。ありがとうございます。

ちょっと議会前に、あるところで声を出し過ぎてしまって、声が潰れてしまいまして、大変失礼しました。

これで終わります。

○議長（海藤邦夫君） 続いて、3番須藤敏彦君ですが、本日欠席のため、会議規則61条第4項の規定により、一般質問の通告は効力を失いました。

1番早坂民奈君。

[1番 早坂民奈君 登壇]

○1番（早坂民奈君） 私は、人口減少に伴う若年層の定住確保はという題材で、村長に伺います。

近年、人口減少に拍車がかかり、とどまる様子が見られません。とうとう2,900人を切ってしまいました。毎年、約100名くらいずつ減少しています。このままでは、10年ほどで2,000名を切るのではと危機感を持っています。自然減少は仕方ないですが、社会減少を防ぐ手立てを考えていかなければ、ますます加速してしまいます。

そこで、人口減少を防ぐ手立ての策はあるのでしょうか。特に、若年層の減少はどうでしょう。定住についても、子育て住宅、高校生まで医療費無料など、村独自で頑張っている感は伺えます。それでも減り続けるのには、国全体のことで逆らえないかもしれません、少しでもスピードを遅くするためにも、子育て世代や若年層世代との対話をもっと積極的に設けて、意見を聴くのはいいのではないでしょうか。親世代が見落としていることが、必ずあるはずです。

ある方から、村営バスを孫が利用しているが、学割がない。少しの金額だが、あると助かる。また、村内で子供を遊ばせる場所がない等の声が聞かれました。そのほか、小さいことですが、生活に密着した意見を重視し、住みよい村にしていかなければと考えます。コロナ禍で婚姻数も少なく、出生数が少ないので致し方ないと諦めていいのでしょうか。婚活に力を入れる案も必要だと考えます。

村長の考えを伺いたいです。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「人口減少に伴う若年層の定住確保は」という早坂議員の質問にお答えをいたします。

本村の人口は議員御発言のように、令和4年4月に3,000人を割り、令和5年5月に2,900人を切る状況であります。また、出生者数についても、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年から2年続けて1桁となっております。この傾向は今年度も同様に、現段階で1桁台の見込みとなっております。

こうした状況に私も危機感を抱いておりますが、人口については、国全体として減少してい

ることから、各地でその増加策について模索しているところでございますが、本村も含め、なかなか好転につながっていないのが現状でございます。

こうした状況から、国の施策として令和5年4月にこども家庭庁が発足し、少子化対策、子育て支援や児童手当の拡充等、総合的な支援策が検討されておりますので、村として国の動向、その内容の把握に努め、まずは少子化対策に対応してまいりたいと考えております。

議員、既に御承知のことと思いますが、村が行っている事業として、県内でいち早く取り組んだ子育て支援住宅の建設をはじめ、高校生までの医療費の無償化、保育料の完全無償化、予防接種への補助金交付、また妊婦や産婦への保健師が寄り添っての子育てや健康の相談事業など、数々の子育て支援策を行っております。

しかしながら、こうした事業は自治体間の競争のようになっており、残念ながら若い方々の定住の決め手にはなっていない状況でございます。

さて、議員からは若い世代との意見交換を積極的に行っていくべきとの意見をいただきました。私もそうした考えを持っており、平成27年の総合戦略策定時において、若者ミーティングを組織して、意見交換と人材育成に努めたところでございます。さらに、令和2年3月の総合計画策定時には、村民へのアンケートに加え、中学生の意見聴取、子育て世代との意見交換会、若い方々を対象とした「おおくら みらい会議」などを開催しております。

若者ミーティングについては、計画策定後も継続した活動を行ってきたところでございますが、多忙との理由で、全体の活動からそれぞれのグループごとの活動に変化をしております。村としては、こうしたグループごとの活動を支援しながら、いろいろな御提言をいただき、少しでも定住の確保につながるよう努めてまいります。

また、村営バスについては、学割という形態の割引はありませんが、1か月定期券を御購入いただければ、通常料金の7割で購入できる料金設定となっているほか、最高6か月の定期では6割強の割引となる料金設定となっております。このことは周知はしているんですけども、高校生であれば、当然、何か月というふうなことではなくて、年間を通じて登校するわけですから、ぜひこちらのほうの定期券を購入いただくように、今後、村としてもPRをしてまいりたいというふうに思っております。

婚活については、令和3年9月議会において答弁させていただいたように、最上8市町村が連携している出会いの機会の創出を図るイベントや、山形県が行っている山形ハッピーサポートセンターによる相手探し、お見合い、結婚までの支援の活用など、今後も連携しながら進めていきたいと考えております。ただ、残念なことになかなかですね、その意思表示をして、こ

の申込みをしてくれないというふうなこと、もちろん村としてのPRの方法、その辺もこれから考えてまいりますけれども、皆様方、議員の皆様方からも、そういう年頃の皆様、あるいはそういったことで問題を抱えてる人がいたら、ぜひ御紹介をいただければというふうに思つてゐるところであります。

それから、子供の遊び場がないとの意見があることも承知しておりますが、皆さんと考えているような遊び場としては、何とかですね、最上広域、最上地域全体の課題として解決に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

私は、人口減少に対する歯止めは大変難しい問題であり、特効薬はないというふうに考えております。様々な御意見を伺いながら、地道な施策の展開が重要であると考えております。教育にも力を入れ、地域学習に重点的に取り組み、子供たちには村に誇りを持ってもらうことなど、大蔵村に住んでいる住民の方の郷土愛と生活の満足度を充実させていくことも必要なことではないかというふうに考えております。

こうした考えを念頭に置きながら、村としてできることを確実に実施してまいりますので、議員皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君）　ここで休憩します。

再開は13時といたします。

午前11時54分　休憩

---

午後　1時00分　再開

○議長（海藤邦夫君）　休憩を解き、引き続き会議を続けます。

早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君）　途中で切られたので、まだ意識がまだ戻っておりませんけれども、途中からきっとしっかりと質問すると思いますけれども、よろしくお願いいいたします。

今、先ほどの村長の答弁読ませていただいて、答えていただいたんですけど、人口減少ということで人数ですね、私ちょっとある県会議員さんが送ってくれたのに返信しましたらば、またプラスしての貴重な資料を送っていただきました。

その中で、山形県の将来の推計人口、若年女性の減少率1位が鮎川村で78.1%、2位が大蔵村で77%、そして2040年の推計人口、大蔵村が1,660名、これは増田寛也さんの地方消滅のほうなんですが、山形県の資料だとやはり同じくらいの人数で出てくるんですよね。

私、9年前の第1回目の質問で消滅危機ということで、この資料に近いので質問させていた

だきました。そのときも、やはり危機感を持って対処はすることだったんですが、そのとき出生する、ちょっとあれなんですが、結構1.何%で、山形県でもそのときは出生する女性の方と数が多かったものですから、そのまま続いていってくれれば、そんなに減らないだろうなと思うんですけども、今、今年の出生数ですね、令和元年度が婚姻数6人に対して12名、令和2年度が婚姻数3組で出生数が12名、令和3年度が婚姻数6組で出生数9名、昨年令和4年度は3組の婚姻数に対して出生数が7名。で、まだ令和5年途中だからかもしれませんけれども、婚姻数が4組で何と出生数が2名。この本当に村長おっしゃったように1桁、1桁、もうずっと1桁なんですよ。

私いろいろ調べたときに、国全体が人口減少になっております。山形県も県の中でも秋田県とか山形県とか、ほとんど東北が上位なんですよね。最上郡が本当にすごいんです。全てに対して、上位に位置しています。

ですから、人口減少を大蔵村、県とか、国とかのサイズではなくて、大蔵村として捉えての今回は質問をさせていただきます。県のいろんな施策があって、人口を増やそうというのは分かるんですけども、それが村に果たして適応するのか、それもありますので、今回は大蔵村で私が感じたことに対する質問とさせていただきますので、いろいろこうしていただいた子育て住宅の支援とか、それは本当にソフト面ですごく頑張っているなと思います。だけども、他町村も同じようなことをやっているもんだから、最上郡内で綱引きしても、絶対こう増えることはないんですよね。それだったらば出ない方向で、何ぼでもストップして出ない方向でということでいろんな方とお話ししていると、さっき出たような学割ねって、家は孫が学校にバスを利用しているんだけども、安いのは分かると、安くしてもらっているのも分かると。だけど、1,000円でも2,000円でもいいから、学割として安くしてもらえたらいなということで、村長が言ったように6割、7割の減はあるんですけど、この辺ですと300円区間と600円区間かなと思って、ちょっと調べてお聞かせいただいたのが、1か月で300円区間で8,400円、それから600円区間で1万6,800円、3か月だと300円区間で2万3,940円、それから600円で4万7,880円、何と6か月と定期だと300円で4万5,360円、600円で9万720円。これやっぱり幾ら安いというのは分かるんだけど、一括して払うとき、やっぱりちょっと高いなって、1,000円でもいいから学割だけでも普通の利用者よりもちょっと安いといいなということで、令和3年に定期を購入している方、26名で保育所3名、高校通学ということで14名、通勤として9名。そして、令和4年、昨年は28名、保育所3名、高校生として13名とあと通学という名目で1名、それから通勤10名、それから通院1名という。今、私は学割

対象だというと大体13から14名、多くても15名ぐらいかなと思いますので、この方たちの負担をできるだけ軽減する意味でちょっと今回質問させていただいたんですが、その点、村長いかがでしょう。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私、意味合いがよく分からなくて、申し訳ないです。学割ということは結局、定期買ったら何割引きになると。そのほかに学割が欲しいと、そういうことですか。（「そうです」の声あり）

早坂議員御存じのとおり、大蔵村直営のバス以外の場合は料金は倍です。肘折と新庄間、1,260円です、たしか、私の記憶では。それが今、600円になってございます。半額です。その中でのまた6割引きですので、これ以上の恐らく減額は難しいというふうに思っています。ですから、学割とするために定期券を購入していただいて、最高で6割引きになるということですので、では、その定期買った場合ですね、それをなくして学割にするというなら、本当に楽ですよ。とんでもないでしょう、それだったら、金額の差がですね。そのことを御理解ください。それも入れて、学割というふうな考え方の中で割引しているんですよということで、最高限度6割までしているわけですから、そのことを御理解ください。

私からは以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 今の村長の答弁の中では、まずは定期券は普通に、まず皆さんと同じく学割のほうは考えていないというふうに受け止めてよろしいですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様方からもよく言われます。事業を予約する場合は、採算性を考えて、赤字にならないようにというふうなこともよく言われてございます。そういったことを全て精査して、今編み出したこの方法、肘折新庄間もそうです。それから、村内のバス、循環バスも含めて、国からの補助、そういういろいろな補助をして赤字にならないように、村民に対しては最高のサービスを努めるというふうなことで、今のバス路線を構築してございます。これ以上のいい、私は体系はないと思います。ですけれども、私は早坂議員からいつも言われているように、お年寄りの足を何とかしてほしい。もちろん、それもただではできません。ですから、格安にできるように、いろんな方策がないかということで、全国で行われているいろんな例も含めて、今、鋭意検討しているところです。そういうことですので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 今のお答えの中では、私が考えていないのですかということで、ちょっと違うのでやるというふうな答えで、私の受取方としてはこの学割を少しでも1,000円でも、2,000円でもという、そういう考えはないものとして受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 村長。

○村長（加藤正美君） 今のところ、その考えはございません。

ただ、これから早坂議員からそういうふうなことについて質問あったわけですので、担当課としてその件については精査をし、考えて、これから政策に、政策といいましょうか、そのバス運行に設定をするかは内部で詰めさせていただきます。ただし、今おっしゃったように1,000円とかでそういうことでいいものかどうかということも、内容的なことも踏まえて検討したいと思います。

ただ、今のところ、私の考えとしては、これだけ行政の中で詰めていい形でやっておりますので、これ以上の減は難しいというのが私、村長としての考え方でございます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 私もやっぱり半額、本当にバス利用をするとき半額になるためには驚いているくらいですので、実際、その相談されたときに、えって村長と同じく考えました。今まで考えたら本当に半額なんだから、これでいいんでないのかなとちょっと思ったところもありました。だけども、この金額を見たときに、ああ、やっぱり1ヶ月だけでも600円のところは1万円以上になるなど。やっぱり金額を見て、多分その方は驚いたのかなと思ったんですけども、これ片道だけだとこの半額の金額になるんですが、これから子供たち、また前に戻りますけれども、びっくりしたのが20歳から24歳の女性の人口、これ大蔵村、2022年8名です。それから、25歳から29歳の女性の人口32名、30歳から34歳で46名、35歳から39歳が66名、こういう数字って、高校生の人数入っていないんだけれども、高校生の場合は大抵親の方がほとんど送り迎えとか、あと学校からの送迎バスとかを利用するので、送迎バスはあまり利用はしていないのかもしれないけれども、何か学割とかの前にですね、私は本当にこの数字に驚きました。

そして、ちなみに男性の人口が2022年の統計ですけれども、20歳から24歳が34名、25歳から29歳が45名、30歳から34歳が54名、35歳から39歳が128名。となると、ここで結婚している方と、していない方、女性の数ちょっと少ないですから、結局男性が結婚していないんだ

なというふうに思いました。

学割のほうの話は村長がおっしゃったように担当課と精査をしていただきながら、前向きにちょっと検討していただきたいと思いますので、学割のほうはこの人数とは別に、まずはこれでいいのかなというふうに思っています。

それで、私が若者との話合いということで若者ミーティング、今、県のほうで若者ミーティングという言葉を使っていますけれども、その以前から使っていたのが大蔵村ですよね。そして、ここにいる伊藤議員もはじめとして、若者たちがいろいろ若者ミーティングの中で話をして、発表をして、将来の大蔵村像ということで、これでいいのかとプラス志向の発表とマイナス志向の発表というのを見たときに、今現在若者ミーティングはグループごとの活動とおっしゃっていますが、実際活動しているのでしょうか。それをお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その前に先ほどのちょっと質問で、早坂議員さんは切られたかもしれませんけれども、私は答弁するので、ちょっと。議員さんのそのおっしゃいました、それについて、ちょっと。

学割、学割と言いますけれども、さっきも私端的に申し上げましたけれども、今までの山交で運行しているときは片道1,200円かかる、それが半分の600円で運行しています。それは大蔵村の役場職員がいろんな観点から考えて、この案を編み出してきたものです。まず、半額になった。片道半額ですから、往復でも半額になります。そこから、またその半額になったものをまた6割引きしているんですよ。それでもまだ足りないというふうが、ちょっとおかしいと思います。私は補助すればいいというふうなものではなくて、その辺の努力なり、では今まで家庭で送迎していた高校とか、それがバスでも通える、実際増えています。それぐらい忙しい中、親御さん、あるいは御家族が送迎していたのがですね、することないぐらいに、価格といいましょうか、バスの運行賃が低くなったわけですよ。それぐらいですので、以前、山交で運行していたときよりも、バスの使用者数が増えています。それは、如実にその安さが反映しているものというふうに思ってございます。そういうことで、村としては最大限利益も考えながら、何とか赤字、この部分から出さないようにというふうな工面をして、その赤字出さない部分を別なところに使えるように、有効利用できるようにということで、総合的に考えて、村の運営をやっているんだということを議員御理解ください。ただ単にあれも安ければいい、これも安ければいい、無料がいい、これだけじゃ駄目なんですね。そのところをよく考えて、御発言を今後お願いしたいというふうに思います。

それから、若者活動ですね。私は当時、当然その若者ミーティングの先頭になってですね、いろんな村の構想、いわゆる計画についても策定をしてまいりました。ただ、その後がそういうふうなグループ活動をしているというのは話には聞いていましたけれども、実際、その場に私が立ち会ってお話ししたことはございません。担当のほうにこれはお聞きしたいというふうに思っています。

総務課長、お願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 若者の方たちの活動については、ここにいらっしゃいます伊藤議員のほうも、メンズ農業の立ち上げとか、すごくいい活動をされておりますし、また、あと若者というだけではなくて、女性たちのグループとかそういう活動も、例えば読み聞かせの会だったり、年代をまたいで活動しているものと感じております。また、そういう意見のほうをまた細かく拾い上げていくことが、私たちの仕事の中身かなというふうに感じているところでございます。

以上です。（「グループ活動をしているところがあるんですかということだから、あるというふうに答え」の声あり）

今おっしゃられました活動につきましては、そういうふうな活動を行っているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） では、この村長の答弁に沿ってお伺いしたいんですけども、今、メンズ農業が結局若者ミーティングの中から発達して今頑張っている団体だと思います。そのほか、やっぱり商工関係とか、一般の会社員とか、そういう人たちの活動は今のところ何もないということでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 村長。

○村長（加藤正美君） そういった細部については私が直接担当もしていないし、話合いにも行ったことがないということで、ただ、そういうふうな形の中でグループ活動をしているんだよという話を伺いました。その一つにメンズ農業があるでしょうし、あるいは今、大蔵村で婦人会というものがあるでしょうけれども、その下部組織としてですね、そして完全な下部組織ではないですけれども、いわゆる勤め人の若いお母様方、お母様方というよりママでしょうかね、そういう方々の会とか、そういうふうなものがあるのではないかという私

の認識でございます。実際にはどういう、その程度だよね。

また、総務課長にお伺いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） すみません。一応、一応ではないですけれども、やはり活動といいますと必ずその名称をつけて、団体として活動しているというだけではなくて、いろんな活動の中で、その話合いを持たれているというふうに感じております。例えば、非常にこの若者ミーティングではなくて、総合計画のときには肘折の若い人たち、ママさんグループみたいな形が御意見をいただいたというふうなことでございます。ほかにもやはり今、お子様を持っている方たちになると、スポーツ少年団的な活動のほうが多くなっているかと思います。そちらのほうで、父兄の皆様が集まってお話しはしている。その中から例えば役場職員もありますので、その中からお話しを伺ったり、できる方を考えているところでございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 今の説明を伺いますと、いろいろな方との意見交換会といつても、そこに役場職員がいれば、その方たちがお話を聞いて、役場のほうにこういうふうな話だよというようなそういう、ちょっと深くはなくて浅い関係なのかなと思いましたので、私はそうではなくて、若者ミーティングみたいな形で若い世代、子育て世代、若い世代、そういう人たちとの話合いを持つ場を村では考えてはいかがでしょうかという質問をさせてているのですが、いかがでしょう。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほどの質問ですと、早坂議員の質問は再質問になってからです。若者ミーティングが解散したというふうなことの中で、それぞれグループ活動されていらっしゃるというふうなことで、例えばどういうグループがあるんですかというふうな質問をいただいたので、今のような答弁になりました。

改めてですね、今の質問ですと、そういう形で再度若者ミーティングではないですけれども、そういう会を催す計画はないですかというふうなお話ですので、ちょうどコロナが一段落しましたので、例えば、その若者ミーティングを解散するに当たっては、いろんなグループの中から、なかなかこういった形でいいことなんですけれども、日常茶飯事の中で会合を持つということは大変だというふうなお話があって、それぞれの領域の中でこういった協力活動をしてはどうでしょうかというふうな提案があって、その方向に移っていったとい

うふうに聞いております。ですから、それはそれとしてですね、そして、ある程度の期間を置いたわけですので、今後、そういうふうな形で皆さんのお意見が進んでいけば、私はそういったことをやることに対して何ら異議もございませんし、むしろやったほうがいいという理解をしています。そういったことで、村としてどういうふうな形ができるのか、それも含めて検討することはやぶさかでないというふうに思っています。そういうことで、私は話合いを持つことはいいことですので、ぜひそういうふうな形でやっていただければというふうに思ってございます。そういうふうな方向づけで、職員ともお話をしながら、担当部署も決めながら、無理ない形でできることであれば、ぜひ実施をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 前向きな答弁、ありがとうございます。

本当に人数の少ない中でやはり人口減少をストップさせるには、こういう話合いがないと進まないと思いますので、ぜひとも前に進めていただけたらばと思います。

それと、あと婚活のほうなんですよね。婚活が、申込みがない。これは積極的に、これ個人的なことですから、おたくの息子、娘、こういうあれに入らないかというお誘いまではできても、それ以後の進め方というのは難しいかも知れないんですが、この婚姻数ではちょっと村の将来すごく不安なので、ぜひとも何かいい進め方とは言ってはおかしいんですけども、それも考えていただけないかなと思います。全部、最上郡内の一緒になっているから、そちらのほうにお願いする。それから、イベントも意外とこれ商工会員が関わってくるのかなと思うんですけども、その商工会もそうですけれども、村としてイベント、よく広報の後ろのほうにイベントありますよというふうな形では、たまに載っているときあるんですけども、ちょっと本腰を入れて、商工会にもお願いしてチラシを、何だろう、独身者に特定してと言ったらおかしいんですけども、そういうふうな形で、それこそ前向きに取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 早坂議員さんのおっしゃることは、もっともなことだというふうに思います。ただ、議員さんもおっしゃったとおり、この婚活、結婚に対してはまるっきり個人的なものですよね。個人のいろんな事情によるというふうな大変難しいものです。ですから、なかなか、いろんな町村でいろんなことをしても、なかなかいいように進まないというのが

現状でございます。早坂議員も御存じのとおり、大蔵村ではちょっと前ですけれども、私も本当に力を入れなくちゃいけないということで、結婚相談員というものを村として一生懸命申し上げまして、5人、皆様方にそれぞれ報酬ではないんですけれども、結構な、そういういたものを考えながらですね、やっていました。ですけれども、1件もまとまってございません、5年間の中ですね。それぐらい難しいことなんですね。

私が考えたのは、今度逆に民間よりもそれをなりわいとしている専門職、いわゆる企業といいましょうか、会社にお願いしてはどうかなというふうな思いもあって、そのほうも検討しました。ところが、やはりなかなかそのプライバシーがあって、そういった会社が運営するようなものにはあまり関わりたくないというのが、当時の方々の、婚活をしようとする方々の御意見でございました。そういうことで、ちょっとちゅうちょしたこともございます。いや、お金をかけることもやぶさかでないということで、そういった事業も果敢にやってまいりました。ところが、なかなか実を結ばない。それで、次には最上郡全体でやることであれば、同じような年代の仲間が一緒にすることをいいのではないかなとしましたけれども、ですけれども、先ほどほとんどいよいよなことを申し上げましたけれども、現在3名いるの、3名の申込みがあるそうです。そういうことで、やはり私が危惧していたとおり、最上地区全体でやるようなことであれば、ある程度こう何ていうか、恥ずかしさといいましょうかですね、そういったいろんな要素があると思うんです。そういうことが少しでも薄れるといいましょうか、そういうことで申込みをしていただいたのかなと思っています。我々はそういった守秘義務をしっかりと守ってまいりますし、いろんなことを考えながら、当人、本人の意思に沿って、そういった活動を展開していってほしいなというふうに願っているものでありますけれども、まずは、全然関わらないということではなくて、ある程度関与しながら、だけれども深くやっちゃうと、逆にそれが疎まれるようなことでもありますので、その辺の頃合いを今感じているところです。

それから、なかなか結婚しなければ、子供さんが生まれてこないというのも当たり前でございます。コロナになる前はですね、大蔵村は出生率も県内で高いほうでした。先ほど議員がいろいろ考えていましたけれども、それは合計特殊出生率というふうに言います。1人の女性が生涯生める数、生んでいる数、その実績でございます。大蔵村はかつて2.4という、非常に県一になった高い数値もございます。そういうことで、大蔵村は人口こそ少ないんですけども、そういった女性の方々の活躍もしかり、そういったいろんな社会参加も頑張っていただいているというふうな一面もあったんです。コロナでそれが少し停滞をしているという

こと、今後はそういうことを盛り返すような活動ができるように、村としてもしっかりと支えていきたいというふうに思っています。

早坂議員も女性という立場の中で、そのことを一生懸命になっていられるということは、本当に私はありがたいことだと思っていますけれども、無理のない形でやっていかなければならないということも、肝に銘じておいていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君）　時間もないですので、最後に定住だけではなくて、移住という考え方もあると思います。

これは本当にただ紹介だけに終わってしまうんですけれども、保育園留学というのがあります。山形県、北海道のほうでは行っているんですけども、つい先日、これ会社がやっているんですね。保育園留学ということで、東北では秋田県の北秋田市、山形県では米沢、庄内町、鶴岡市、西川町、この4市町の認定こども園とか、そういう方たちが受皿となって行うと聞いて、これなら1から2週間、子育て家族が滞在して、その地域のよさを知ったり、自然を満喫してということらしいんですけども、大蔵村はなかなか難しいことはあるんですけども、こういうのもあります。

あと、金山町のほうでは、町に移住する方のための住宅というのをやっぱり一つ町営住宅住宅ですか、それを確保して、体験移住みたいな形で実行しているものもありますので、ぜひとも大蔵村でもそういうふうな形で体験を、村の体験をしていただくような形も少し頭の隅に入れていただいて、定住だけではなく移住という考え方も含めて、今後ちょっと活動していただければありがたいなと思います。

それと、本当に村長おっしゃるとおりに、村は本当やっているとは私本当自負します。本当にバスの運賃もそうですけれども、もう高校生の医療無料も先頭立って行っていただいたし、それでも、やはり村に人がいないというのは何かなと言ったら、一番ものは雪かなと思います。

全然話違いますけど、また今年こういう状態ですので、絶対雪多くなると思いますので、そちらのほうを、今年の冬のために除雪、そういうのを頑張っていただいたらと思います。

私の質問はこれで終わります。村長の意見は結構です。

ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君）　2番伊藤貴之君。

[2番 伊藤貴之君 登壇]

○2番（伊藤貴之君） それでは、初めての質問なので、ちょっと拙いかもしれませんけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

質問事項といたしましては、民奈さんとも少し、早坂議員とも少しかぶるのですけれども、若者定住のための住宅関連の拡充を図れるかということで、村長にお尋ねしたいと思います。それでは、私には夢があります。それは大蔵村っていいなと言って、大蔵村に定住し、働き、地元の食べ物を食べて、仲間とともに楽しく暮らすことが幸せだという価値観を、若い世代が持ってくれるということです。

現在、大蔵村には子育て支援住宅どんぐり団地3棟、15世帯あり、さらに数年前に造った分譲地7軒分と、若い人向けの住宅関連の施設があります。私はどんぐり団地の脇にハウスを構えておりますので、どんぐり団地の空き状況がほぼないというような人気物件であることが分かっております。

しかしながら、ある村民が結婚し、まだ奥さんは妊娠していないために、その子育て支援住宅に入れず、大蔵村に住みたくても住むところがないと言って、他市町村に移っていくというケースがありました。大蔵村に住みたいと願っていても、住めないという状況があります。また、子育て支援住宅を退去するに当たりまして、他市町村に家を建てて転居するということも考えられます。

このような他市町村への人口流出に歯止めをかけたいと、私は思います。そのためには、結婚したらすぐにでも入れるような住宅を増やして、退去時には村に住めるような住宅分譲地を造成したら、定住する若者も増えるのではないかでしょうか。

村長といたしましては、若い人を定住させるべく、このような住宅や分譲地を増やすことに關して、どのようにお考えですか。

以上です。最後読みますか。

前述のような価値観を共有できるような村づくりを、私は微力ながらもしていきたいと思っております。

それでは、よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「若者定住のための住宅関連の拡充は図れるか」という伊藤議員の質問にお答えをいたします。

議員からは、「大蔵村の良さを感じながら村に定住し、働き、地元の物を食べて、仲間とともに楽しく暮らすことが幸せという価値観を若い世代が持てる。そんな村を創りたい」との大好きな夢を聞かせていただきました。

私も、同じ思いであります。私は、これまで協働の精神の下、先人の意思を受け継ぎ、村の地域資源を生かしながら、村民一人一人が安心して、豊かな生活ができる地域づくりを心がけてまいりました。特に、若い方々の村内定着と子育て支援の観点から、県内でいち早く子育て支援住宅の設置や保育料の完全無料化、各種奨学金の充実などの施策を進めているところでございます。

さて、議員御承知のとおり、若者定住に関連した住宅施設としては、これまで子育て支援住宅どんぐりの建設や、その住宅退去後の受皿として合海定住促進団地の分譲地造成を行ってまいりました。合海定住促進団地については、7区画全て完売となっております。子育て支援住宅退去後に当該団地に住宅を建設された方も5世帯あり、こうした状況からも、分譲地についてはある程度需要があると見込んでおり、今後の経済状況を考慮しながら、十分に検討する必要があると考えております。また、季の里地区にも2区画の残地があることから、単に分譲することにこだわることなく、村営住宅等の建設ということも検討しながら対応してまいりたいと思っております。

さらに、今後の住宅施策として、村内全域において空き家や空き地が増加傾向にあることから、それらの活用も含め推進していかなければならないと考えているところでございます。村の中心部、清水合海地区においても、村外転出に伴う空き地が散見されるようになり、こうした優良宅地について、土地所有者と連携を図りながら、売手側は土地の処分が容易になる。買手側も低コストで宅地を取得できる。こうした互いにメリットのある仕組みを構築し、あわせて、空き家バンク同様にホームページ上で村内定住希望者に広く情報提供できるような仕組みづくりも検討してまいりたいと考えております。

また、本村でも住宅リフォーム支援事業を実施しており、新築や中古住宅のリフォームに補助金を交付しております。この事業では、新婚世帯や子育て世帯が優遇される補助制度もありますので、こうした制度の活用についても広くPRしてまいります。

現在、住宅施策につきましては、各市町村で同様の事業を展開しているため、子育て中の若い方々は、より条件のいいところを選んで居住している傾向にあります。村として、医療・福祉・教育などの充実を図り、今後も若者定住につながる施策を展開してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

それで、先ほどの早坂議員の質問のときもありましたけれども、子育て支援の観点から県内でもいち早く子育て支援住宅の設置、保育料の完全無料化、各種奨学金の充実など、様々な施策を進めて、子育てするなら大蔵村と言われるような施策を私はしていると思っておりますけれども、なかなか実を結ばないということで、また、下のほうにもありますけれども、空き家バンク、また住宅リフォームなど、いろいろな施策があるところですけれども、まだそのPRが私はちょっと足りないのじやないかと思いますので、これは私個人的にもそうですが、役場の職員の方々、皆さんも一緒になってこれを広めて、このPRができたらなと私は思っております。それで、一丸となって定住へ向けて頑張っていきましょうということもあります。

また、合海定住促進団地7区画についてですけれども、これ話によるともうすぐ即売したことありますので、私はまだ柳の下のどじょうじやないですけれども、こういう定住促進団地がありますれば、また人気物件と私はなると思っておりませんので、これをちょっともう少し具体的に考えていただきたいと思っておりますが、村長としてはどうお考えでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、伊藤議員から、議員になる前からこういったことに非常に興味を抱いていたというふうなことの前段の話がですね、この質問以外にも私も聞いてございます。そういうことで、まずは定住できる、あるいは移住してこれるようにというふうなことの中で、この問題について取り上げていただいたというふうに思ってございます。

総括して言えば、この住宅関係については、大蔵村としてのPRが足りないのではないかというふうな御指摘をいただきました。その辺については素直にそれを受け入れまして、何とか施策を講じなければいけないというふうに思っています。

合海定住住宅団地は議員おっしゃるとおり、ものの30分、1時間で完売しました。ということですので、伊藤議員がこの質問をされる前からですね、議員さん方からはぜひ村長、この定住住宅団地をもっと造らなければならないんじやないかというふうな指摘をいただいております。ところが、その後にすぐコロナというふうなことで、今の状況を迎えてございます。

大蔵村としては、どんぐりのようなアパート形式の何ていうんでしょうか、賃貸の物件よりも、むしろそういう住宅、定住団地のほうがいいんじやないかというふうなお話もございま

す。今、第1回目の答弁にも答えましたとおり、最上郡でもそれが非常にいいということが分かったものですから、各市町村で競って、このどんぐりのような集合住宅を建ててございます。そうすると、より新しいところ、より新しい設備の中で、きれいなところでというふうなことで、若いうちはいろんなところを歩いて生活したいというふうな観点から、そういうふうに回っている家族もいらっしゃるよう聞いてございます。そういうことで、そういうふうなことを避ける意味でも、大蔵村では子育て支援住宅を小学校が卒業すると同時に定住していただくように、そちらの物件、いわゆる定住住宅団地を提供するような形、そこを今計画して、そしてできたわけでございました。今後についても、そういうふうな方向づけの中でやっていくというふうな思いはございます。

それでですね、必ずしもそういうふうなことでなくてもいいというふうな方もいらっしゃいます。というのは、これほど大蔵村の中で空き家がある程度増えてきてると。優良物件と、いわゆるこの清水合海、あるいは平地について、そういうふうな物件があるところは、それをリフォームしたり、しっかりとした形で住めるように、若者が住めるように増改築をしながら、そういういた住宅を提供できないかというふうなお話もございました。そういうふうなものを総称して、若者に呼びかけて、住宅なりそういうものを欲しい、あるいは関心がある方々を一堂に会して、説明会のようなものができないかなと。それを一つのきっかけとして、何とかできないかなというふうな私の思いでございます。ぜひこれ担当課とお話をしながら、人の口伝えていくものは本当は一番確実でいいPRなんですけれども、なかなか広まっていかないということですので、これを村から強力に働きかけて、そういうふうな説明会を開きたいなというふうに、私の思いでございます。これは私の本当の何ていうんでしょうか、素案でございますので、これから担当部署にお話ししながら、そういうことで何とか進めていけないと。

実はこれを思ったのは、この前ちょっと店の名前出して大変申し訳ないんですけども、ある大蔵村の酒屋さんに行きましたら、そこに若いママがいらしてですね、お客様です。村長さんですよねということで、私にお話をさせていただきました。実は、伊藤議員にここに書いたとおりですね、私まだ子供いないんですけど。ところが、ちょっと事情あって旦那と別れてしましましたと。ですけれども、この大蔵村が好きなんですよ。ぜひ大蔵村に留まりたいんですけども、いる方法というんでしようかね、すべがなくなってしまった。その家からは出なくちゃいけなくなったというふうなこと。そういうこともありますですね、相談かけられました。住宅を求めるには、あるいは新築をするにはとか、あるいは村営住宅はどうですかというふうなお話をいただきました。残念ながら、今、村営住宅も子育て支援住宅もいっぱいになってい

ますというようなこと。特に、子育て支援住宅については今子供さんがいる方、あるいはおなかの中に赤ちゃんがいる方、そういう方しか資格ないんですというようなことを申し上げましたら、じゃあ、私は駄目ですねということで、非常に悲しい顔をしていましたけれども、そういう大蔵村が好きだという方をこの村に留めることが、一番大事なことではないかなというふうに思ってます。

そういうことで、そういうふうなものを総称しながらですね、いろんな方法があると思うんです。定住住宅団地なり、リフォームなり、あるいは中古物件を買うとかですね、そういうふうなことを一挙に相談できるような、説明ができるような、そういうふうな機会を、村としてぜひつくっていきたいものだなというふうに思ったところでした。

そういうことで、若い方が大蔵村に住んでいただけるのであれば、夜の会議を惜しむものではございません。そういうことの中で、積極的にこの住宅問題については、人口定住も含めて考えていくける問題でございますので、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君）　ありがとうございました。非常に前向きな答弁でありまして、私も本当にぜひ協力して当たっていきたいと思っております。

それで、説明会をしたいということありますので、これもPR不足にならないように、ぜひPRしてもらって、そして総合的に住宅を考えてくれるということなので、そういうふうにして若い人が定住していくけるような村を一緒につくっていきたいと私も思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　実は、私もいろんな形で住宅問題は非常に興味もありますし、皆様が、各議員さんが言われている人口減少を増やすということは難しいんですけども、減少のライン、いわゆるそのグラフを急降下じやなくて、なだらかに下降するような形を願っております。

そういうことで、非常にいろんなことを興味あるものですから、新庄市のある業者がいろんな形でチラシ出しています。その住宅分譲の価格を、ちょっと気に留めました。86坪で840万円なんですね。土地代だけですよ、これ分譲。当然下水道、上水道、下水道、全部込みで

す。大蔵村の場合、幾らだったのかというと、350万円未満です。350万円未満で、いろんな要件を達すると、340万円ほどの補助金が受けられます。ですから、今までの子育て支援住宅じゃなくて、定住住宅団地の場合は、大体100坪で340万円か、350万円でした。入ろうとすれば、いろんな補助金を適用すれば、ほぼ土地代がただになるような状況であります。比べ物にならないですね、有利な物件であります。そういうことも含めて、今、建てたものはそういう状況であります。それと同じように、条件で今後も整備しなくてはいけません。そういうことになりますと、誰が見てもですね、非常に良い物件になろうかと思います。

そういうことで、今皆様方からいろんな形で御指導をいただいているので、それをしっかり受け止めながら、そして参考にしながら、引き続きのこういった定住住宅団地の分譲、あるいは村の賃貸の住宅といいましょうかね、村営住宅。大蔵村の場合は制限がございませんので、いわゆる国の基準に従う必要はございません。ほかの町村で建っているのは公営住宅でございまして、収入が幾ら以上あると、そこに住めない状況になってございます。そういうふうな制約がないように、村単独でこういった住宅を進めてございます。そういうふうなことは、今までと同じような形で、できるだけ多くの方々が利用していただけるような形の中で進めていきたいもんだなというふうに思っているところです。今後もこの件に関しては、特に伊藤議員は若い方々のつながりもいろいろ多いでしょうし、若い方々の意見を集約して、私どもにつないでいただければありがたいなというふうに思っています。

今日はありがとうございました。

○2番（伊藤貴之君）　ありがとうございました。

以上で終了いたします。ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君）　ここで休憩いたします。

再開は14時5分といたします。

午後1時54分　休憩

---

午後2時05分　再開

○議長（海藤邦夫君）　休憩を解き、引き続き会議を続けます。

8番齊藤光雄君。

〔8番　齊藤光雄君　登壇〕

○8番（齊藤光雄君）　今日、最後の一般質問になります。まず、ひとつよろしくお願ひします。ちょうど一番眠い時期ですので、きっちり聞いておいてください。

私のほうは、庁舎建設は誰のためか、村長に問うということです。

1、庁舎建設予定地周辺は、地域の鎮魂、慰靈の場であり、また火葬場が以前に存在し、無縁仏のほか、周辺は軟弱地盤で、人柱について先人の方々より聞いたことがあります。合海地域に災いが及ぶことはないか、心配しております。

また、なぜこの地と決めたのか、村長に問います。

2、庁舎予定地の16筆の10筆は既に所有権が大蔵村に移転し、7月26日の臨時議会前日に地権者に土地代金が支払われております。土地周辺の環境調査や地質調査も行わず、なぜ購入したのかということを、まず1つ村長に問います。

あと、補償費についてですけれども、1,770万円と認識してよろしいのか。また、建物1軒と土地3件の筆数分の土地について、地権者が安くて売らないと言ったことがよく近所で言われておりました。また、1件大蔵省名義の移転はどうなっているかということを質問したいと思います。

3番目に、購入地に墓地が存在します。一般的に民地に墓地が存在することはないと認識しているが、私も元職の関係で法務局のほうによく行きましたけれども、よく分筆されているケースがよくありました。だから、ちょっとおかしいなと思っておりました。行政側の認識不足かということも、ちょっと今感じております。また、この1,770万円の中にお墓の移転費用も含んでの購入か、その件について質問したいと思います。

村長、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「庁舎建設は誰のためか」という斎藤議員の質問にお答えします。

表題についてでありますけれども、これは全ての人のためにです。

まず初めに、なぜこの地に決めたのかということでございますが、今まで機会を捉えて何度も御説明をしてまいりました。また、8月に行われました新庁舎建設特別委員会での御説明と同じような内容になりますが、改めて御説明を申し上げたいというふうに思います。

最初に庁舎建設を検討するきっかけになりましたのは、平成23年3月に発生しました東日本大震災であります。これを契機に、平成24年に役場庁舎及び中央公民館の耐震診断を実施したところ、「地震の震度及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」旨の診断結果が出ております。その後、平成28年には熊本地震が発生し、多くの庁舎が損壊し、防災拠点施設としての機能が停止したことに衝撃を受けたところでございます。

そうしたことから、村として平成29年11月に若手職員で構成する庁舎等整備検討委員会を設置、続いて平成30年2月に管理職で構成する庁舎等整備検討会を設置し、検討を行っております。その結果として、庁舎は新築とし、建設場所は清水または合海地区とするということを基本的な考えといたしました。その後、令和2年7月の豪雨により最上川が越水したこともあり、耐震診断の結果や水害による防災拠点機能の喪失といった懸念が高まったことから、村民の方々の安全・安心の確保を図る上でも、早急な整備の必要性を強くしたところでございます。

それを受け、令和4年2月に庁舎整備検討会で建設候補地として5か所を選定し、同月に、議会常任委員長及び地区代表連絡協議会役員で構成する庁舎建設用地選定のための検討会議を設置し、建設候補地を選定していただきました。

同年6月に、議会及び関係団体の長で構成する役場庁舎建設推進委員会を新たに設置し、役場庁舎建設基本計画の検討を始めております。それと並行して、建設用地について御協力をいただきため、地権者と度重なる協議を進めてまいりましたが、条件が折り合わず断念をいたしました。そのため、令和5年2月に役場庁舎建設基本計画について策定するとともに、建設場所として合海明土地区に決定していただいたところでございます。このことについては議会にも御説明し、了承していただいているところでございます。

今回の用地の選定については、ただいま申し上げましたとおり、一つ一つ段階を踏み、各方面の代表者からも度重なる検討をしていただき、決定をしたものであるものを御理解していただきたいと思います。

次に、土地の周辺の環境調査、地質調査も行わず購入したのかという質問でございますが、まず、環境調査を行うべき意図について推しあかるることはできませんが、一般的には購入しようとする土地に貴重な動植物が存在することや、埋蔵文化財が確認されているなどのほか、騒音や環境汚染などが発生する可能性のある建物を建設する場合が該当すると思われます。地質調査については、以前に全員協議会でも御説明いたしましたが、庁舎の配置がある程度確定してから、地質調査を行いたいと考えております。また、大蔵省名義の土地については、現在、業務を委託しているコンサルタント会社が該当の土地を図面化し、境界画定した後、山形財務事務所と確認することとしております。契約までは、約2か月から3か月ほどと見込んでおります。そのほかの土地については、全ての地権者の皆様方から御理解をいただき、御協力をいただきました。

最後に、個人の所有地にお墓を建て、墓地として使用することは、現在では墓地、埋葬に関する法律により禁止されておりますが、先祖代々の土地を継承した人がその土地と一緒にお墓

も引き続き使用している場合や、いわゆる集落持ちの墓地などについては例外的に認められております。また、墓地の補償費については7月の臨時議会において補正予算を御可決いただき、契約しております。

今後も役場庁舎建設については、議会議員全員の皆様方にも逐次報告、御相談させていただきながら、よりよい新庁舎を建設してまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、答弁といたします。

それから、先ほど斎藤議員の質問を聞いておりましたら、金額についての明細もというふうなことでございました。それについては、再質問の際に答えさせていただきます。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 1番の問い合わせから、村長のほうに再質問したいと思います。

私がなぜこの土地にと言っているのか、あと確かに堤防を挟んで稻沢前に残土、盛土があります。それで、国土交通省のほうからでも恐らく村に依頼があって、残土処分地がないか、そういうことも一つ要因として、こんなに拙速に3月に進めたのかなという私の考えでもあります。そういうこともあったとしたら、当初に一言言つていれば、すんなり決まったんじゃないかなということも私もありましたし、いろいろと疑念を抱くようなこともなかつたと思います。そういうことで、確かにそこの残土処分地ということも、ちょっと私は堤防を見ていて、もう大分草も生えてますし、以前から大分決まっていたんじゃないかなというストーリーが描かれていたんじゃないかなというふうにちょっと思ったものですから、ちょっと再質問させていただきました。

答弁あれば、村長お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その堤防の残土の処分については、今のところ何ら話してございません。私どもがお願いしていますずっと以前からで、もしそういうことがあれば、必要とする場合があれば、河道掘削した非常にいい土砂といいましょうか、いわゆるどろどろではなくて、砂利を含んだ埋立に必要ないい土砂があれば、ぜひ大蔵村のほうに、そういうふうなことで頂きたいというふうなことを申し上げておったところです。それは、必要があればということです。ですから、あそこに積んである堤防の残土とはまた違うというふうに思ってございます。

それから、決してこの拙速に進めたものではなくて、私が指示したり、そうしたものではなくてですね、この最初の答弁で答えましたとおり、全て私の手から離れて、村民の代表である各組織の代表の皆様方の判断でそういったことを許可していただいた。そういうことの中

で先ほども答弁で申し上げておりますけれども、一つ一つ積み上げて了解をいただき、そして、決定をいただいたというふうに私は理解をしているところであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 村長ありがとうございました。

そのほかにも、先日地域整備課のほうで村道合海大坪線の路面標示に関して、速度超過の早速ラインを引いていただきました。それは住民の方々から、例えば季の里からも下りてくる、大坪のほうからも来ると、下のほうからも来ると、物すごい危険だと。それで、駐在所の大島さんともいろいろ話ししました。あとやはり大坪のほうに向かう出口のほうも、そちらのほうも危ないということで、2か所を地域整備課長のほうにお願いしたところ、早速引いていただいて、大島課長のほうも喜んでおりました。

でも、今回の土地の形状とかいろいろ見ますと、視距とか、そういうことを考えて、交通の災いということは、私は結構かなり重要な場所だと思っています。だから、先日要望会の席でも、村長はあそこの方には承諾を得てもらったということありますけれども、あそこ1か所だけでは、あそここの視距改良のための道路改良を行わなきやならないのかなと私は思っています。事故が起きるような想定が、ちょっと私たちの中にも含んでいますので、だからぜひその辺も含めて、もし買うんだったら、もう少しきっちり買ってもらって、それで事故の起きるようなことは、交通の惨禍を起こしていただきたくないと思っています、私は。だからそれもひとつ、まず要望も含めてやっていただきたいと思います。

あと、慰霊の場とか、人柱とかとありますけれども、それは村長の考え方次第で、村長次第だと思っています。そういうことですので、そういう要望のほうをひとつ含めてやっていただきたいと思います。

村長の答弁あれば。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、斎藤議員から言われたことは非常に大事なことだと思っています。

せっかく役場は建てた、ですけれども、出入口がそういった事故が起こるようなことでは困るというふうなことだろうというふうに思っています。その辺も含めて、ただ、今回皆様方に申し上げました杉林のほうについては、一応、万が一の場合の道路としての取付けをするというふうな、今の段階でございます。まだ、はっきりしたものではございませんけれども、その際にもきっちり皆様方に、図面を広げながら、計画的なことは御相談をしてまいりたい

というふうに思っています。

それから、下の国道からというふうなお話もございますし、そういうことも全部踏まえて、できるだけ交通の支障にならない、あるいは障害にならない、そして事故が起きないようにというふうなことも含めて、しっかりと検討してまいりたいと思います。

これから皆様方についてはせっかく検討委員会を設けていただきましたので、その場に今後いろんな庁舎建設に関しては漏れなくいろんなことを相談申し上げるというふうなことも、この前の全員協議会、その席の中で申し上げましたけれども、そういうふうに取り計らいをしてまいりますので、ぜひ活発な御意見の下、そして、必要に応じては設計をしていただいている業者とのお話合いなんかも私は必要かなと思っています。そういうことも提供し、そして広く皆様方に開示をしてまいりますので、御意見方よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 齋藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） やはり、そういうことを考えれば、第2案で土地の決まらなかつたときのことを考えているということで、真っすぐ小学校から持ってくるということも、そういう事情もいろいろ考えれば、私は必要になるんじゃないかなと思っています。そういうときはきっちりとそういう形で進むべきじゃないかなと。見切り発車よりも、そのほうが後でそれだけ金かけてよかつたと言われるようなことにしていただきたいなとは思っております。ぜひその辺はきっちり頭の中に入れてもらって、村長も金かかるからということだけじゃなくて、それが一番だと思って考えていただきたいと思います。

あと、2番目のほうに入ります。

庁舎予定地の16筆のうち、10筆は既に所有権が大蔵村に移転し、7月26日、臨時議会前に地権者に補償費として支払われました。私の考えですけれども、専決処分なんじゃないかなということで、補正予算として、それが例えればこれが以前の分の補正予算で取った分の使用をしているのか。1,770万円の中に、例えばこの土地代の875円で買った土地代の土地の値段とあと物件、1つの物件の値段ですね。それが1,770万円の中に入っているのか、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 齋藤議員、ちょっと勘違いされているのではないかなと思っています。

ここに挙げられました1,770万円というのは、補正予算の中で補償費として上げていたんで

すけれども、これはあくまでもあそこにあった建物1軒、分かりますね。（「分かります」の声あり）その補償がですね、この場で申し上げても決まったことですのでいいと思います、1,500万円。それから、墓地の移転補償費2点が250万円です。それから立ち木補償として、20万円ということで、これは斎藤議員が思っている補償費ではないんです。最初の何名かの多い補償費はですね、その当初で取っていますので。これは完全に決まってからというふうなことで、補正予算で補償費として1,770万円を取らせていただきました。ですから、臨時議会をした次の日に支払いというふうなことではないんです。前日ですね。それは関係ございません。臨時議会の前に支払ったのは、当初予算で取っていたものについて支払いが全て済んでいます。こちらの方は、建物とお墓と立ち木だけです。それで、全て終了です。この前、上京した折にも申し上げました。全て賛同いただきまして、全部終わりましたので、ということでございます。

ですから、議員が心配しているとおりつじつま合わせるためにやったとか、そういったものではございませんので、御理解をいただきたいと思います。ですから、私ども皆様方に申し上げたのは、当初予算の3月で議決をしていただいているので、その用地についてはその用地の売買、契約のために当初予算で取りました。今回は建物とお墓と、それから立ち木だけです。誤解なきようにお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） この1,500万円すけれども、土地家屋調査士か、不動産鑑定士による歳出だったわけですか。

○議長（海藤邦夫君） 村長。

○村長（加藤正美君） 当然そういうことになります。それから、高くもしないし、安くもしません。むしろ議員さんが御心配のとおり、土地についてはほとんどの方々がその値段で、平米800円ですね、850円ですね、850円で応じていただきました。確かに斎藤議員御指摘のとおり二、三人すけれども、安いんではないかというふうなこともございました。すけれども、それは正当な評価でもって査定した金額でございますので、これで理解をしていただいたところであります。

それから、宅地については平米1,500円ということでいただきました。それについても、決して、いろんな高くしたり、安くしたりしたものではございません。これも安いということいろいろあったんですけども、御理解をいただいて、調印をしていただきました。契約

をさせていただきました。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） やっぱり全て皆そういう形で決まって、当初からもう金額が入った予算だと。私は、1,500万のことをちょっと落としていたものですから、当初予算のことを。ちょうど1,770万円ではそんなに、小屋一軒も建たないような値段だなと思っていたものですから、900万円なんですから残らないような感じでは、やっぱり相手だってそんな売るわけないだろうなと私は思っていました。ましてや今の物価スライドからいければそんなに、3割とか4割上がっていますから、だからこんな値段で建つの、1,500万円でもこれで建つのかなと思っています、はっきり言って。だから、そういうこともあって売らなかつたのかなというふうに思っております。

それと、あとお墓のさっき2件と言われましたけれど、もう1件あるんじゃないですか。民地で今まで役場のほうから示されたグーグルの地図見ますと、そこに3基入っていますよね。やはり勝手に造った墓地も1個あるんじゃないかなと思っております。その辺の補償、例えばお墓の移転に関して、まるっきり改築するというか、新しくするのは1基だけなんですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の質問ですけれども、私が分かることのみ答えます。私が聞いているのは2件のお墓ということで、2件の補償でございます。もう1件については、私は存じ上げておりません。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 地図上にでも載っていますよね。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） いや、私どもが押さえているのは2件ということで、全て解決してございます。（「1人はここにいますけれども」の声あり）後から情報教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 緑の地図もらったときに、そこに1人載っていませんでしたか、今回の購入予定地の中に。だから、以前に私たちが合海大坪線の墓地が当たったときに、それで墓地造成していただきました。その周辺ですぐ近くに、あの何か勝手に造ったものがあるみたいですね。やっぱりそういうことが結構あるものですから、あの時点できらく把握できたんじゃないかなと思っております。

そして今、村長にちょっとこの場で言いますけれども、今墓地造成してもらって私たちあそこに移転しましたけれども、地盤沈下で全部全て地割入っています。墓石にもそろそろ来るかなということで、区画をしたところは全部、全て地盤沈下を起こして、目地もみんな割れていますし、完全にそのうちお墓にも、それだけ協力しましたので、やはりそのことも当初から私は担当者に土留めをしないと駄目だよと再三言っても、そんなこと心配ないよということでありました。村長も関わっていることではないですけれども、やはりその辺もちょっと踏まえて、これからやっていくときに、地区のみんながそこを懸念としています。だから、そういうことを踏まえておりますので、ぜひそのことを考えていただけないかなと。もうちょっととここで要望にないようなこともありますけれども、ちょっと片隅に入れておいていただきたいなと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これは質問の趣旨に反しますけれども、あえて親切心で出していただいたということで、私もお答えしたいというふうに思います。

これは村営墓地でございますので、村が設営をしたということですので、もしそういうことであれば、それに対しては村として何らかの対処をしていかなければならないのではないかと私なりに思っています。これは、私の私見でございます。

それから、先ほど3か所というふうな墓地の個数おっしゃっていただきましたけれども、私どもは2個というふうな形で、2つというふうなことで捉えていますので、その辺についてもしっかり精査をしてまいりたいというふうに思っています。

なお、そのお墓の村営墓地の沈下というんでしょうか、それについても一つ参考としてですね、今回の村役場の新土地としてのいわゆる土壤調査ですね、それも踏まえて、そういうことが起こらないような対応の処置をしてまいりたいと思っています。そのためには国交省から無償でというふうな形でございますけれども、土砂も頂けるというふうなこと、そういうようなこともあってですね、先ほど斎藤議員さんからはお金のことにはある程度糸目をつけないで、きっちとした形でやらなくてはいけないのではないかというふうな、大変心強い御支援をいただいたというふうに思っています。それについても、本当に私もそうだと思います。ただ、繰り返しますけれども、進入道路については変更なくそのままやってまいります。ただ、これから面積のことも兼ね合いがありまして、ある程度の面積上ですと、さらに期限を要するというふうなことで、非常に手続等も面倒になるというふうなお話も聞いてございます。そのことも踏まえて、しっかりいろんな計画の下に精査をしながら、皆様

方からこの前も申し上げましたけれども喜ばれる、あの土地がこんなすばらしい環境になつたのかと言われるような役場庁舎建設に努めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） どうもありがとうございます。

村長が今まで言われたことは大体分かっているんですけども、地区に住む住民としまして、この事業を推進することで、村長がこの前のいろいろ説明の経過の中で、この事業をやったから水が上がるようなことはないよと断定しました。そのようなこともはっきりと説明会のときにも言ってもらえたし、東京行った要望会の中でもいろいろ出ましたけれども、私も蔵岡地区と同等のものを正式にしなければ何も解決しないと思っております。この前、防災訓練でも作の巻に行ってきました。やっぱりあんなもの1個あっただけでは足りるもんじゃないと私は認識しておりますので、その辺のことも含めて、要望活動の中で、これから私たちも含めてきっちりと、内水は住宅に上がるようなことは、もう私は経験したくないと思っています。私は小さいときに1回、記憶にある中では一切ありませんから、でも合海桂線のあの最終的な家のあたりまでは来ますので、そんな記憶があります。そういうふうに説明会の中で、いろいろ産業振興との両輪の中で考える結果だと思っておりますけれども、やはり田んぼダムがこれだけ減っているわけです、ここ数十年で。清水においても、合海においても。こんなこと言ってもおかしいけれども、農業委員会のあれ、簡単にこんなに私は認可が下りるのかなというくらい、農地が変化になっていくのがちょっと不思議に思っています、数十年前から。私も不動産関係の仕事、結構やっていましたから、こんなに農地が簡単に変わることとはなかなかないわけです、排水の問題があって。だから、そういうことも踏まえて、やはり合海地域では水上がりなどは絶対に予定していませんから。だから、そういうふうになれば、やはり人口減少まず間違いなく拍車をかけると思いますので。ましてや雪があって、内水もあってとなるとダブルパンチですから。そういうことのないように、ましてやこの頃ちょっと村内歩きますと、元役場職員の方、夫婦で暮らしていた方も2人もいなくなっていましたし、そういうふうに何軒か、高額所得者がいなくなって、金も入ってこなくなるわけです。やはりそれだけ魅力なくなったのかなと、清水、合海もよく感じております。ぜひ蔵岡地区と同じような、内水の対策も同時に並行していただくということを、説明会でもきっちりと村長から言ってもらって、村民の安心・安全につなげて、本当の意味での安心・安全につなげていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） この前も、上京の折にも、いろんな要望会の中でも申し上げてまいりました。以前は、堤防が築かれる前までは内水といいましょうか、水上がりが当たり前、そのときは内水も何もないわけです。なぜ内水が起きるようになったのかというと、堤防を造つて、樋門をつけて、内側の水が最上川に流れるうちはいいんですけども、最上川の水が増水してくれば、逆流が始まります。それを防ぐために樋門を閉じる。そうすれば、当然堤防の内側、外側のほうですね、川側のほうでなくて、そちらに降った雨がたまってくるということで起こるのが内水でございます。これも当たり前の現象です。ただ、なかなか人というものは、ここまでよくなればさらに次の段階、段階というふうに、徐々に高い、いろんな安心・安全を望むわけです。それは当たり前です。ですけれども、私は今回の役場庁舎建設が内水を生むものではないということを、これは別に考えていただく。だけれども、それを建てるということと内水の違いと分かっていても、内水の今危険度が非常に高まっていることは皆さん承知のとおりであります。そういうことから、庁舎建設と併せて解決するというふうな問題ではございませんけれども、内水の心配がなくなる、そういう施設整備をしなくてはいけないということを私は打ち出したところであります。このことについても、すぐにはできないかもしれませんけれども、この間、各先生に申し上げてきたとおり、あるいは県選出以外の先生にも申し上げたとおりですね、何とかしてそのきっかけをつくっていきたい。

ただ、齊藤議員の言われるようにですね、戸沢村の蔵岡地区、あそこの場合は輪中堤防といって、また違う形でして、しかも内水もしています。古口の場合は、国営というふうなことになってございます。そういうふうなこととは違ってですね、そんな大規模なものは恐らくできないと思うんですけども、まずは大蔵村の内水対策に合った形での設備が建設できるように、村自体がやっぱり一生懸命になっていかなければならないと思うんです。いつまでもできないものを頼む、頼むだけでは駄目で、やはり一つ駒を進めて、村がやるものに対して、補助なり、あるいは村と国とかがね、一緒にやるとか、県がそこに入ってくるとか、いろんな方法があろうかと思います。私はその方法を、この庁舎建設に併せて機会を見いだしていきたいということで、議員の皆様方にも申し上げたところであります。

今までの長年の歴史の中で、清水合海の内水について、これほど議論されたことはございません。もう堤防ができてから50年です。50年の間、恐らく皆さん村民の中ではそれぞれ話になっていたと思うんですけども、このように公になったということはないんです。それをで

すね、私は今回清水合海のいろいろな優秀な方々を集めて、内水検討委員会というものもつくりました。そして、その内水の起こりうる一つの原因であるトンネルの入り口にも行ってまいりました。そういういろんな解決しなければならない問題がたくさんありますけれども、それを一つ一つ潰しながら、しっかりとした内水対策に取り組んでまいりますということを、ここで表明したいというふうに思います。

そういうことですので、これは私では何年でできるのかとか、今規模どうなのかと、今の時点で聞かれても答えようがございません。とにかく皆さん前でそういうふうなことをお約束をし、私独りだけの力ではなくて、皆さんと一緒にって、村を挙げてこの事業を成就できるように、頑張っていただきたいというふうに願っているものであります。よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 村長、どうもありがとうございました。

やはりこの庁舎建設ということで、大蔵村政史上、恐らく予算執行が最高額となると思います。この庁舎も保険で建ったとかそういうふうに言われていますから、確かに当初予算の金に匹敵するぐらいの、もしかするとかかるかもしれません。恐らく今の状況、私そういう会社におりましたから、下手すると役場建って終わりじゃないかなというような感じでありますから、それを最高額の予算執行するからには、きっちりしたものと考えて、造ってもらいたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、斎藤議員から言われたことは、例えば当初予算といえば、うちは今38億円、その予算を全て庁舎建設に使う、そうなるかもしれません。今、大体4割近く資材が上がっているようあります。一般の世帯の中でもですね、そういう中でございましたので、非常に時期としては悪かったのかなと思っています。ですけれども、それにめげることなく、大蔵村に合った、派手でない、実用性のある、そういう使いたい勝手のいい、そして村民のためになる役場を建設してまいりたいというふうに思っています。ただ、それを造ったために、村の行事が全てストップになるようなことはいたしません。それに対しても、今まで皆様方に開示しているとおり、内部留保、いわゆる基金についても頑張ってまいりました。でも、基金をためるために事業を縮小したことはございません。そういうことで、切り回しをうまくやる、それも私どもの仕事であります。しっかりとした形で、村民の負託に応えて

まいりたいというふうに思っています。

以上です。

○8番（斎藤光雄君） これで終わります。

○議長（海藤邦夫君） 以上で一般質問を終わります。

---

日程第 5 議第73号 令和4年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議第74号 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第 7 議第75号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第 8 議第76号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳  
入歳出決算認定について

日程第 9 議第77号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第10 議第78号 令和4年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

日程第11 議第79号 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認  
定について

日程第12 議第80号 令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、議第73号から日程第12、議第80号まで決算認定関係の議案を  
大蔵村会議規則第37条の規定により一括議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第5、議第73号から日程第12、議第  
80号までの決算認定関係8議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第73号令和4年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第74  
号令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号令和4年度大  
蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第76号令和4年度大蔵村特定環境保

全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第77号令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号令和4年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第79号令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第80号令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上、議第73号から議第80号までの8議案につきましては、令和4年度大蔵村一般会計歳入歳出決算のほか、大蔵村国民健康保険特別会計など7つの特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書につきましては、前もって送付させていただいておりますが、各会計の決算概要については、会計管理者に説明をさせます。

なお、監査委員の意見書、予算執行実績調書は別冊にして添付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） それでは、鳴海会計管理者から令和4年度の決算概要の報告をお願いいたします。鳴海会計管理者。

○会計管理者（鳴海由紀子君） それでは私の方から、令和4年度の決算概要について御報告させていただきます。

まず初めに、令和4年度決算書の2ページ、会計別決算総括表のほうをお開きください。  
2ページよろしいでしょうか。

まず、全会計の合計では、予算現額が58億2,581万4,000円に対しまして、収入済額56億8,136万15円、支出済額55億6,127万9,907円となっております。

予算現額に対しまして、収入率は97.5%、執行率は95.5%であります。

収入済額から支出済額を差し引いた差引残額は1億2,008万108円となっておりますが、一般会計で繰越明許費の一般財源が生じておりますので、後ほど御説明を申し上げます。

続きまして、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず初めに、一般会計について御説明申し上げます。6ページお開きください。

歳入につきましては、1款の村税から10ページの21款村債まで、予算現額が43億8,380万6,000円に対しまして、調定額が42億7,216万4,347円、収入済額は42億4,468万2,835円となっています。不納欠損額は82万7,189円。収入未済額は2,665万4,323円となっております。収入未済額の内訳は、1款の村税が2,646万6,452円、13款の使用料及び手数料が18万7,871円でございます。

続いて、歳出は12ページからになります。

1款の議会費から14ページの14款予備費までで、支出済額が41億6,149万7,816円でございます。令和4年度中に事業が終了せず、翌年度への繰越明許費として1億6,892万4,000円となつております。

その結果、歳入歳出差引残額は8,318万5,019円となっていますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源として、2,668万9,000円ございますので、歳入歳出差引額からこの金額を差し引きました実質収支額は5,649万6,019円となっています。

これらにつきましては、132ページのほうに実質収支に関する調書のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、16ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

次に、国民健康保険特別会計について御説明いたします。

134ページのほうをお開きください。

国民健康保険特別会計歳入につきましては、1款国民健康保険税から8款の諸収入までで、予算現額4億1,971万2,000円に対しまして、調停額が4億3,913万8,377円、収入済額が4億1,999万427円となっています。不納欠損額が530万7,442円、収入未済額は1,384万508円、全て1款の国民健康保険税です。

歳出は、136ページからになります。

1款総務費から10款予備費までで、支出済額が4億878万8,679円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は138ページに記載のとおり、1,120万1,748円となっております。

詳細につきましては、140ページからの事項別明細書を御覧ください。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。

160ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1款の使用料及び手数料から5款の村債までで、予算現額が1億3,643万5,000円に対しまして、調定額が1億3,622万6,080円、収入済額は1億3,294万1,646円となっています。不納欠損額はございません。収入未済額は328万4,434円、全てが1款の使用料及び手数料でございます。

続いて、歳出は162ページからになります。

1款の水道事業経営総務費から4款の予備費までで、支出済額が1億3,236万4,669円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は57万6,977円となっております。

詳細につきましては、164ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計でございます。

172ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金から7款村債までで、予算現額1億9,983万6,000円に対しまして、調定額が1億9,949万9,253円、収入済額は1億9,789万9,650円となっております。不納欠損額はございません。収入未済額は159万9,603円、こちら全てが2款の使用料及び手数料となっております。

歳出につきましては、174ページからになります。

1款の公共下水道事業経営総務費から4款予備費までで、支出済額が1億9,747万2,313円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は42万7,337円となっております。

詳細につきましては、176ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

続きまして、へき地診療所特別会計でございます。

こちらは、186ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1款診療収入から6款村債までで、予算現額が2億1,073万9,000円に対しまして、調定額と収入済額が同額の2億1,104万5,553円となっています。不納欠損額と収入未済額はございません。

歳出は次の188ページからになります。

1款総務費から3款予備費までで、支出済額が2億849万3,220円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は255万2,333円となっております。

なお、詳細につきましては190ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

次に、介護保険特別会計でございます。

202ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1款保険料から9款諸収入までで、予算減額が4億783万3,000円に対しまして、調定額4億834万4,742円、収入済額は4億764万358円となっています。不納欠損額が22万5,320円、収入未済額は47万9,064円で、全て1款の保険料であります。

歳出は、次のページの204ページからになります。

1款の総務費から6款予備費までで、支出済額が3億8,618万5,071円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は2,145万5,287円となっております。

なお、詳細につきましては、206ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

続きまして、浄化槽整備事業特別会計でございます。

こちらは、228ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款村債までで、予算現額3,106万4,000円に対しまして、調定額が3,164万8,155円、収入済額は3,075万8,119円となっています。不納欠損額はございません。収入未済額は89万36円、全てが2款の使用料及び手数料でございます。

歳出は、230ページからになります。

1款の浄化槽整備事業費から3款の予備費までで、支出済額が3,044万7,312円でございます。その結果、歳入歳出差引残額は31万807円となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。

238ページのほうをお開きください。

歳入につきましては、1款の後期高齢者医療保険料から5款の諸収入までで、予算現額が3,638万9,000円に対しまして、調定額と収入済額が同額の3,640万1,427円でございます。不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳出は、次のページの240ページからになります。

1款の総務費から4款予備費までで、支出済額が3,603万827円でございます。

その結果、歳入歳出差引残額は37万600円となっております。

詳細につきましては、242ページからの事項別明細書のほうを御覧ください。

最後に、財産につきましては、249ページ以降の調書に記載のとおりとなってございますので、後から御覧ください。

以上、令和4年度大蔵村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要報告のほうを終わります。

---

### 日程第13　監査委員報告

○議長（海藤邦夫君）　日程第13、監査委員報告に入ります。代表監査委員の土屋　徹氏より令和4年度の決算審査結果の報告をお願いいたします。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋　徹君）　令和4年度大蔵村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の審査意見を申し上げます。

審査の期間は、令和5年7月25日から8月2日までのうち6日間で実施したところであります。

審査の方法は、地方自治法第233条の規定に基づき、各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書に基づき、出納関係や証拠書類の審査と、関係各課より資料の提出と説明を

求め、法令や条例等の遵守、計数の正確性、収支の符号、公有財産台帳の整合性を中心に審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、各会計とも法令や条例等の規定に準拠しており、計数についても正確で、その予算の執行並びに各基金及び財産管理につきましても、それぞれ設置目的に沿って運用されており、その執行は適正と認めたところであります。

なお、各会計の審査意見は、大蔵村各会計決算審査意見書のとおりであります。要点を簡単に報告させていただきます。

初めに一般会計の収支状況につきましては、歳入歳出差引き8,318万5,019円であります。国の補正予算を財源とした道路改良費、災害復旧費など2,668万9,000円があることから、その実質収支は5,649万6,019円でございます。

また、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では、4,592万5,349円減少している状況であります。

今後とも中長期的な財政健全化を図りながら、効率的な予算執行と継続的な政策評価をお願いするものでございます。

次に、自主財源であります村税ですが、調定額3億3,877万6,864円に対し、収入済額は3億1,148万3,223円で、その収入未済額については、前年度より65万1,932円少ない2,646万6,452円の状況でございます。

納税は、国民の義務であります。今後も住民の納税意識の向上に、より一層の努力を求めるものでございます。

次に、特別会計に移ります。

初めに、国民健康保険特別会計ですが、本会計の基幹収入である保険税の収納率は現年課税率98.77%、滞納繰越分20.12%、全体では74.56%であります。保険税の収入済額は税率の引下げにより前年度と比較して、24.85ポイント下回り、5,613万2,922円であります。

本村国保は、年度末被保険者数666人の小規模保険者で、医療費の増減が国保財政に大きく影響することから、特定健診や特定保健指導を通して医療給付費の抑制に努め、税の収納率向上対策と併せ、適正な税率への見直しを図りながら、国保会計の健全な運営をお願いするものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計ですが、歳出の決算額が前年度と比較して1,025万9,406円減少しております。その主な要因としましては、国道458号道路改良工事に伴い、水道管移設工事が令和3年度で完成したため、支出が減少したものです。

また、使用料の収入未済額328万4,434円については、税の公平負担原則と同様、未納者の理解を得ながら、その解消策をお願いするものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計ですが、歳出の決算額が前年度と比較して9,276万9,597円減少しております。その主な要因としましては、令和2年7月豪雨により被災した肘折下水処理場の災害復旧事業が令和3年度で完了したため、支出が減少したものでございます。

また、使用料の収入未済額は159万9,603円と、前年度より増加しております。この事業は限定された地区のみを対象としたものであることから、未納は極力解消すべきものと考えておりますので、今後も下水道加入促進に努め、計画的かつ効率的な事業の推進に期待するものでございます。

次に、へき地診療所特別会計ですが、歳出の決算額が前年度と比較して684万92円の減少であります。その主な要因としましては、大型の診療設備更新がなかったためであります。

この会計につきましても、独立採算を目指すべき会計ではありますが、診療所は村民が信頼する唯一の医療機関であり、今後も保健、医療、福祉の連携を図り、医師確保に万全を期して、より充実した診療体制の確立を図るとともに、今後の診療体制の見直しや再編について検討を図られるようお願いするものでございます。

次に、介護保険特別会計ですが、歳出総額3億8,618万5,071円に対し、保険給付費は3億3,425万4,559円で、歳出の86.6%を占めております。

これは高齢化の進展に伴い、介護サービスを必要とする高齢者の増加を示すもので、今後も高齢化社会の進展に対応した介護予防事業の推進に向けて、保健・医療・福祉が一体となり、地域の実情に沿った、介護保険制度の充実と、健全な事業運営に一層努力されることを期待するものでございます。

次に、浄化槽整備事業特別会計ですが、歳出の決算額が前年度と比較して483万8,906円増加しております。

生活環境の変化に伴い、浄化槽の設置、あるいは下水道事業に対する村民の要望が多くなっている現状を踏まえ、維持管理経費の増加も予想されることから、使用料の適正化に努め、健全経営をお願いするものでございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金が3,600万4,427円で、99.9%と、ほとんどを占めております。

高齢化の進展に伴い、医療費が増加することが予想されることから、運営主体である山形県

後期高齢者広域連合と連携を密にしながら、高齢者の健康維持に配慮し、医療費の低減を検討するなど、適正な医療の確保と健全な事業運営に期待するものでございます。

以上、各会計決算審査の意見といたします。

続きまして、大蔵村財政健全化の審査意見を申し上げます。

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものでございます。

健全化判断比率に基づき審査した結果、実質赤字比率や連結実質赤字比率はなく、前年同様に、その財政は良と判断したところであります。

実質公債比率についても8.9%で、3年度の8.0%より0.9%上昇しましたが、早期健全化基準の25%と比較した場合には、これを大きく下回っております。

また、将来負担比率もなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見ですが、この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

資金不足比率に基づき審査した結果、前年同様に、実質的な資金不足はなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業及び浄化槽整備事業特別会計経営健全化審査意見ですが、両会計とも同じ意見になっておりますので、同じように申し上げたいと思います。

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

両会計とも資金不足比率に基づき審査した結果、前年同様に実質的な資金不足はなく、特に指摘すべき事項はないと認めたものでございます。

最後に、長引いた新型コロナウイルス感染症も5月に第5類に移行となりましたが、この間、加藤村長をはじめ、診療所の先生方、健康福祉課職員を中心にワクチン接種など、迅速かつ的確に対応していただきました。

今後も村長以下職員一同、行財政改革に意を配しながら、さらなる財政健全化を図り、村民が安全・安心で暮らせるよう一層努力されることに御期待を申し上げ、審査意見といたします。

○議長（海藤邦夫君） 代表監査委員の報告が終わったので、これより決算認定関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第73号から議第80号までの決算関係8議案については、大蔵村会議規則第39条の規定により、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議第73号から議第80号までの決算関係8議案については、議員全員10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、9月6日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時16分 散会



令和 5 年 9 月 6 日（水曜日）

第 3 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 2 日目)

令和5年9月6日（水曜日）

---

出席議員（9名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
4番	佐藤勝君	5番	八鍬信一君
6番	加藤忠己君	7番	佐藤雅之君
8番	斎藤光雄君	9番	鈴木君徳君
10番	海藤邦夫君		

---

欠席議員（1名）

3番 須藤敏彦君

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	東谷英真君
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
住民税務課課長補佐	佐藤信一君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐

岡 部 雅 人 君

---

議事日程 第2号

令和5年9月6日（水曜日） 午前10時00分 開議

第 1 議第81号 ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の設定について

第 2 議第82号 大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

第 3 議第83号 大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について

第 4 議第84号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

第 5 議第85号 公の施設の区域外設置に関する協議について

第 6 議第86号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

第 7 議第87号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

第 8 議第88号 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第 9 議第89号 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

第10 議第90号 令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3  
号）

第11 議第91号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

第12 議第92号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

第13 議第93号 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日は一般質問並びに議案審議、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は9人です。

須藤敏彦議員から欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第81号 ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の設定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、議第81号ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 改めまして、おはようございます。

昨日はお疲れさまでございました。それから、昨日夕方からですね、夕べですかね、今朝にかけて、そんなに多い雨ではありませんけれども降雨がありました。きっと露地野菜には恵みの雨となっていると思ってございます。また、今日もよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議第81号ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の設定について。

この議案は、ふるさと味来館の管理及び運営について、指定管理制度への移行も可能とするため、ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の全部を改正するものであります。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） それでは、議第81号の議案書を御覧ください。

議第81号ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例の設定について。

ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例。

ふるさと味来館の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第1号）の全部を改正する。

改正内容の詳細につきましては、過日行われました議員全員協議会の席で説明いたしましたので、割愛させていただきます。

最終ページの前のページを御覧ください。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議第82号 大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、議第82号大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第82号大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、山形県立新庄病院が移転することに伴い、大蔵村営バスの発着地点の変更をいたため提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいます  
ようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、議第82号になります。大蔵村営バスの設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、大蔵村営バスの設置及び管理に関する条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように変更する。

第3条の表中「30.9キロメートル」を「32.0キロメートル」に改める。

肘折温泉から県立病院前の運行距離を改めるものでございます。

次のページの資料を御覧ください。

発着地を新庄市の若葉町の現在の県立病院から、新庄市大字金沢字中関谷の新県立病院に変更するものでございます。ルートにつきましては、若葉町アンダーを通り、国道13号線を通り計画でございます。

本文にお戻りください。

#### 附則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 条例にはないので恐らく変わりないとと思うんですけども、念のために質問しますが、この変更によって料金は変わったりするものなんでしょうか。それとも、料金は現行のままなんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 料金につきましては、従前のとおりといたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ちょっと細かいですが、時刻表は若干変わる可能性はあるわけですかね。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 時刻表については、やはり距離が延びるということで、新庄駅から県立新庄病院まで行くときは3分程度、逆に県立病院から新庄駅までは5分程度の時間の延長を考えております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂民奈君。

○1番（早坂民奈君） 今の県立病院のバス停なんですかけれども、県立病院からこのさっき、この増えた部分のところに、新たに途中の停留所というか、そういうのは設けるんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらについては、設ける予定はございません。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議第83号 大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、議第83号大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第83号大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について。

この議案は、過疎地域である本村の持続的発展に必要な行財政上の特別措置を受けるため策定した本計画について、新たな事業を追加し、計画内容の一部を変更したいので、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第83号でございます。大蔵村過疎地域持続的発展計画の変更について。

大蔵村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年度から7年度までの5年間の過疎計画は令和3年9月議会で御可決いただいたところでございますが、今年度に新たな事業を追加しまして、過疎計画と実際の事業との整合性を

図りまして、財政上の特例措置を受けるものでございます。

次のページをお開きください。

変更箇所でございます。

5、交通施設の整備、交通手段の確保で変更後、持続的発展施策区分が4の交通施設の整備、交通手段の確保、事業名が市町村道、説明が道路、事業内容につきましては村道藤田沢運動広場線（改良舗装）と村道熊高公民館線（改良舗装）について追加いたします。

次に、6の生活環境の整備でございます。持続的発展施策区分としまして、5の生活環境の整備、事業名が（7）過疎地域持続的発展特別事業、事業内容につきましては住宅リフォーム総合支援事業、こちらのほうを追加いたします。

次のページをお開きください。

9の教育の振興でございます。持続的発展施策区分が8の教育の振興、事業名が学校教育関連施設、施設名が校舎、大蔵省学校体育館照明更新事業と大蔵中学校体育館照明更新事業、また屋外運動場、大蔵中学校グラウンド改修事業を追加いたします。

次のページでございます。

事業計画、令和3年度から令和7年度、過疎地域持続的発展特別事業分、こちらについては該当事業を再記載しているところでございます。持続的発展施策区分が5の生活環境の整備、事業名が（7）過疎地域持続的発展特別事業、説明が生活、事業内容につきましては住宅リフォーム総合支援事業の追加となります。

本文にお戻りください。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 村道熊高公民館線って、これどこからどこまでの場所なんですか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらにつきましては、30メートルですね。その熊高線のところですね。詳細につきましては、それでは地域整備課長のほうにお願いいたしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、路線自体は国道458号から熊高、下熊高の矢口千代志さんまでとなっておりますけれども、今回の改良につきましては熊高公民館か

ら矢口千代志宅までというふうなことになっております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） この大蔵村過疎地域持続的発展計画のその事業をこれに当てはめるとい  
う、その基準みたいなってどういうことなんですか。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） こちらにつきましては、大蔵村のほうで全域が過疎地域となって  
おります。それで事業のほうですけれども、できるだけ大きな事業費の大きなもので、あと過  
疎地方債、過疎債というものが起債のほうで、地方債の発行ができるものでございます。そち  
らのほうでできるだけ有利な財源を確保するために、その分を当てはめているということでござ  
ります。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） ほかありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑  
を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議第84号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、議第84号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議  
題とします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第84号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

この議案は、沼の台辺地及び肘折辺地における公共的施設の整備を促進するため、新たに整  
備する施設を追加し、計画内容の一部を変更したいので提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいま  
すようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第84号でございます。大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

大蔵村辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

辺地計画と実際の事業の整合性を図りまして、財政上の特例措置を受けるものでございます。次のページをお開きください。

沼の台辺地総合整備計画書の2回目の変更でございます。変更箇所につきましては、3の公共施設の整備計画になります。変更になりました施設名が道路でございます。変更前の事業費が6,000万円、変更後1億5,800万円でございます。

続いて、施設名、村営バス、変更前の事業費が6,000万円、変更後1億5,800万円でございます。

続いて、施設名、村営バス、変更前の事業費380万円、変更後390万円でございます。

続いて、施設名、飲料水供給施設、変更前の事業費1,860万円、変更後1,970万円。

計の欄でございますが、変更前の事業費1億9,770万円、変更後の事業費2億9,690万円となっております。

次のページをお開きください。

変更となりました事業になります。

1の施設名、村道柳淵豊牧線道路改良整備事業でございます。こちらにつきましては、当初令和6年度からの事業でしたが、令和5年に前倒しして行いまして、道路改良延長も200メートルから、310メートルに変更して行うものでございます。事業費の計が、5,000万円から1億1,200万円となります。

次のページをお開きください。

1の施設名、平林橋橋梁長寿命化対策事業でございますが、本年度に新たに追加するものでございます。事業費の計3,600万円でございます。

次のページをお開きください。

施設名、村営バス整備でございます。こちらのほうにつきましては、総事業費380万円から390万円に増額したものでございます。

次のページをお開きください。

1の施設名、四ヶ村浄水場膜モジュール更新でございますが、こちらのほうも事業費の変更

で、事業費の計1,860万円から1,970万円に増額しております。

次のページをお開きください。

こちらにつきましては、肘折返地総合整備計画書の4回目の変更になります。変更箇所につきましては、3の公共施設整備計画でございます。変更になります施設名、道路でございますが、変更前の事業費8,400万円、変更後9,400万円でございます。

続いて、施設名、カルデラ温泉館、変更前の事業費2,550万円、変更後2,950万円でございます。計の欄でございますけれども、変更前の事業費2億7,550万円、変更後の事業費2億8,950万円となっております。

次のページをお開きください。

変更となりました事業によってございます。1の施設名、村道肘折朝日台線舗装修繕事業でございますが、今年度新たに追加するものでございます。事業費の計1,000万円でございます。

次のページをお開きください。

1の施設名、カルデラ温泉館改修工事であります。変更前の事業費の計が2,550万円から、変更後2,950万円に増額した計画でございます。

それでは、本文にお戻りください。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） 事業費どうのこうのじゃないんです。ほたる火コンサートに通じるシャトルバスで運行しているということなんですけれども、ちょっとあれ村道か、農道かちょっと分からぬんですけども、その道路についてなんですけど、毎回鑑賞行っていますけれども、今回たまたまバス待ちに並んだんですよ。それで、途中並んだ人数の中ほどでしたっけかね、それでも30分くらいかかりました、バス来るの。というのは、行ってからまた来る、入ってくるという形なんで、並んでいる人から結構不満出てました。何だ、こんな調子かよと、初めて来たんだけれどもって。中身はよかったですけれども、これじゃなという声がかなり聞こえました。多分、後ろのほうだと1時間ぐらい待ったんじゃないのかなと思っています。

ということで、あそこの途中に待避所を設ければ、そこで順次こうバスが待機していて、出ればすぐ入れるような形取れるのかなと。できれば、1か所じゃなくて2か所ぐらい。すると、かなりの短時間でその運行できる、人員も早く運べるのかなという気がしました。せつかくい

い事業をやっているのに、最後にそういう不満が聞こえるというのはちょっと悲しい感じを受けました。その辺の改善策を今後検討していただけないのか、お願ひしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） ほたる火コンサートの開催につきましては、自然の中で行われる事業、アウトドア事業ということで、お客様にある程度御不便をおかけするのは覚悟して開催しているという状況ではございます。ただ、今現在の道路事情で最善の形でバスを運行させていただきまして実施しているという状況ですので、待避所を造ったとしても、どうしてもバスのサイズとかそういった部分もありますし、これ以上あの状況を改善するのは難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） 地形とか、土地の関係でできないとなれば分かりますけれども、それともう1つですね、上のほうにも路線あるわけです。それと、上のほうの2本を使えれば、今よりも大分早く移動できるのかなと思いますけれども、その上のほうの道路の使用というのを考えられませんか。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 上のほうの道路から会場までのアクセスというのは、非常に急な坂道を下りるということが必要になってきます。そういうことで、さらにお客様に危険な状況をするのではないかという考え方もありますので、そちらのほうも今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 八鍬信一君。

○5番（八鍬信一君） ほかの方法がないとも限らないと思いますんで、やっぱり今後続けるのであれば、ぜひ何らかの形で検討していただきたいと思います。よろしくです。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 四ヶ村浄水場膜モジュール更新についてですけれども、膜モジュールのこの耐用年数って何年なんですか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 膜モジュールに関しては、10年というふうにお聞きしております。

- 議長（海藤邦夫君） 伊藤貴之君。
- 2番（伊藤貴之君） そうすると、2本、2本、2本とこうしているということは、6本あるということかな。その後、6本というんだか。それは順次更新しているということですね。
- 議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。
- 地域整備課長（早坂健司君） 今回3年間で2本ずつということで、6本全て交換するというふうにしております。（「分かりました」の声あり）
- 議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。
- 討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。
- これより採決いたします。
- 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第5 議第85号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 議長（海藤邦夫君） 日程第5、議第85号公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題とします。
- 提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。
- 村長（加藤正美君） 議第85号公の施設の区域外設置に関する協議について。  
この議案は、山形県立新庄病院が移転することに伴い、大蔵村営バスの発着地点の変更をしたいため、新庄市との協議について、地方自治法の規定により提案するものであります。  
詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。
- 議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。
- 総務課長（田部井英俊君） 議第85号でございます。公の施設の区域外設置に関する協議について。
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、大蔵村と新庄市との間において、大蔵村営バスを新庄市の区域内に設置することについて協議を行うため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。
- 次のページをお開きください。

こちらにつきましては、平成28年12月議会において御可決いただきましたが、県立新庄病院が移転し、送迎バスの発着地を変更するため、改めて協議するものでございます。

公の施設の区域外設置に関する協議書でございます。

大蔵村と新庄市は、公の施設（大蔵村営バス）を新庄市の区域内に設置することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244の3第1項の規定により、次のとおり定めるものとする。

#### 1. 目的

大蔵村営バスを新庄市の区域内に設置することにより、住民の交通手段を確保し、もつて福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### 2. 運行期間

運行期間は肘折温泉を起点とし、県立新庄病院前を終点とする。

#### 3. 経費の負担

大蔵村営バスの運行に関する経費は、大蔵村及び新庄市が負担する。

本文にお戻りください。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議第86号 教育委員会委員の任命に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第6、議第86号教育委員会委員の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第86号教育委員会委員の任命に同意を求めるについて。

この議案は、教育委員会委員の八鍬賢一氏が令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、大蔵村大字赤松2081番地5、八鍬賢一氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第7 議第87号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第7、議第87号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第87号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に8,700万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,030万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、債務負担行為につきましては「第2表 債務負担行為補正」に、地方債につきましては「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） [以下、各担当課長より議案の詳細説明]

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第87号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

令和5年度大蔵村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ42億2,030万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正。

追加でございます。

事項が小型除雪機購入事業。こちらにつきましてはハンドガイド式の除雪機となります。期間が令和5年度から令和6年度まで、限度額が180万円でございます。

次のページをお開きください。

第3表 地方債補正でございます。

1、廃止。

起債の目的、脱炭素化推進事業債。補正前の限度額2,410万円、こちらのほうを廃止するものでございます。

次に、2、変更でございます。

起債の目的、返地対策事業債。補正前の限度額3,080万円、補正後の限度額2,380万円。

起債の目的、過疎対策事業債。補正前の限度額2億4,120万円、補正後の限度額2億3,910万円。

起債の目的、臨時財政対策債。補正前の限度額1,000万円、補正後の限度額870万円。

合計補正前の限度額2億9,400万円、補正後の限度額2億8,360万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

10ページをお開きください。

歳入でございます。

9款1項1目地方特例交付金71万5,000円。

10款1項1目地方交付税1億2,022万5,000円。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金776万9,000円。2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金351万3,000円。

15款県支出金 2 項県補助金 1 目総務費県補助金153万1,000円。 2 目民生費県補助金482万9,000円。 5 目商工費県補助金100万円。

18款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金6,457万8,000円の減。

19款 1 項 1 目繰越金4,649万6,000円。

21款 1 項村債 1 目総務債が10万円の減。

次のページをお開きください。

4 目農林水産業債320万円。 5 目商工債470万円の減。 6 目土木債3,430万円の減。 8 目教育債270万円。 9 目臨時財政対策債130万円の減。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目議会費15万6,000円。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費200万円。 3 目財政管理費2,900万円。 9 目情報システム費665万2,000円。 10目村営バス事業費、こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。 11目情報通信基盤施設管理事業費945万5,000円。 14目デジタル推進費15万円の減。

続いて、2 項徴税費 1 目税務総務費270万円。

次のページをお開きください。

2 目賦課徴収費93万5,000円。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費418万円。

3 款 1 項 3 目老人福祉費43万7,000円の減。 4 目障害福祉費136万1,000円。 5 目国民健康保険費21万2,000円。 6 目福祉医療費600万円。

次のページをお願いいたします。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費156万9,000円。 2 目児童福祉施設費99万7,000円。 3 目児童措置費 2 万8,000円。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費591万円の減。 3 目母子保健事業費20万円。

4 目予防費1,342万9,000円。

次のページをお願いいたします。

6 目環境衛生費10万円。 7 目浄化槽費240万円。

4 款 3 項 1 目簡易水道費240万7,000円。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費 4 万円。 2 目農業総務費150万円。 3 目農業振興費60万5,000円。 6 目農地費、財源内訳の変更になります。

次のページをお開きください。

2項林業費 1目林業総務費 5万円。

7款1項商工費 2目商工振興費。3目観光費。こちら両方とも財源内訳の変更となっております。

2項1目地域活性化促進費187万3,000円。

8款土木費 2項道路橋りょう費400万円。2目道路維持費、財源内訳の変更になります。3目道路新設改良費400万円。

次のページをお開きください。

4目橋りょう維持費、財源内訳の変更になります。

3項河川費 1目河川総務費300万円。

5項下水道費 1目特定環境保全公共下水道費 2万7,000円の減になります。

9款1項消防費 4目危機管理費 2万4,000円。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、こちらは財源内訳の変更になります。

3項中学校費 1目学校管理費、こちらも財源内訳の変更になります。

4項社会教育費 2目公民館費161万4,000円の減。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 2目林業災害復旧費20万円。

次のページをお開きください。

12款1項公債費 1目元金 6万5,000円。

2ページへお戻りください。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。斉藤光雄君。

○8番（斉藤光雄君） 21ページの町営墓地の整備委託料ですけれども、これは庁舎移転に関しての2基分の整備委託料ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） これも移転の分の2基分と新たに1基申込み予定がございますので、3基分の予算化をしております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 整備内容といたしまして、私たち見てきましたけれども、どのような形の区画を設けて整備なさるんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 村営墓地の草木の撤去になります。納骨部分のところにも根っこがちょっと入っていて、入れられる状態ではないということだったので、そちらのほうの撤去のことを考えております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） ほかありませんか。斎藤光雄君。

○8番（斎藤光雄君） 肘折いでゆ館街路灯修繕工事とありますけれども、これ全ての街路灯の修繕で交換となりますか。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 現在、4灯が灯具、あと支柱のほうの腐食が進んでおりまして、そちらのほうを改修するというふうな予定です。ただ、4灯必要ないというふうなことで、いでゆ館と調整いたしまして、2灯についてこのたび修繕工事を実施するものです。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議第88号 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第8、議第88号令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第88号令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に260万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,760万8,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） それでは、32ページをお開きください。

議第88号令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,760万8,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

38ページをお開きください。

2 岁入

3款国庫支出金1項国庫補助金2目出産育児一時金臨時補助金2万円。

4款県支出費1項県補助金1目保険給付費等交付金382万5,000円の減。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金21万2,000円。

7款1項1目繰越金620万1,000円。

次のページをお開きください。

3 岁出

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費177万9,000円の減。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金32万円。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分1万2,000円の減。

2項後期高齢者支援金等分。

次のページをお開きください。

1目一般被保険者後期高齢者支援金等分52万9,000円の減。

3項1目介護納付金分54万1,000円。

6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費1万円。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目保険給付費等交付金償還金405万7,000円。

32ページにお戻りください。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は11時5分といたします。

午前10時53分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

---

日程第9 議第89号 令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第9、議第89号令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第89号令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に337万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,557万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の46ページをお開きください。

## 議第89号令和5年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,557万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

52ページをお開きください。

2 歳入

3款繰入金1項1目一般会計繰入金240万7,000円。

4款1項1目繰越金47万6,000円。

5款諸収入1項1目雑収入48万7,000円。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費337万円。

46ページにお戻りください。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 55ページの10節の修繕料でありますけれども、これ具体的にどのような修繕なんですか。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、金山橋付近の本管から漏水がありまして、空気弁及び止水栓の修繕に270円万ほど支出しております。現在の予算執行状況と今後の支出見込みを加味いたしまして、このたび予算を増額補正したものでございます。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第90号 令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第10、議第90号令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第90号令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に20万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,827万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の58ページを御覧ください。

議第90号令和5年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,827万2,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

61ページをお開きください。

## 第2表 地方債補正

変更になります。

起債の目的、公営企業会計適用債。補正前の限度額600万円、補正後の限度額590万円。合計、  
補正前の限度額600万円、補正後の限度額590万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありません。

66ページをお開きください。

2 歳入

3款繰入金1項1目一般会計繰入金2万7,000円の減。

4款1項1目繰越金32万7,000円。

6款1項村債1目下水道事業債10万円の減。

次のページをお開きください。

3 歳出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費20万円。

58ページにお戻りください。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第91号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第11、議第91号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第91号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に264万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,943万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 嶸入歳出予算補正」に、地方債につきましては「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の72ページを御覧ください。

議第91号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,943万1,000円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

75ページを御覧ください。

第2表 地方債補正

変更であります。

起債の目的、過疎対策事業債。補正前の限度額60万円、補正後の限度額50万円。合計、補正前の限度額60万円、補正後の限度額50万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありません。

80ページを御覧ください。

2 嶸入

1款診療収入1項外来収入5目その他の診療収入846万8,000円。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金627万2,000円の減。

5款1項1目繰越金55万2,000円。

7款1項村債1目診療債10万円の減。

次のページを御覧ください。

3 歳出

1款総務費 1項施設管理費 1目一般管理費264万8,000円。

72ページに戻って、本文を御覧ください。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。  
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第92号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第12、議第92号令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第92号令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に1,637万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,958万3,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 補正予算書の86ページをお願いいたします。

議第92号令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,637万7,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ4億4,958万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

92ページをお開きください。

## 2 歳入

3款国庫支出金 2項国庫補助金 3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）3万9,000円。

5款県支出金 2項県補助金 2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）2万円。

7款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金43万7,000円の減。2項基金繰入金 1目介護保険介護給付基金繰入金400万円の減。

8款 1項 1目繰越金2,075万5,000円。

次のページをお願いいたします。

## 3 歳出

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、こちらは財源内訳の変更でございます。

2項徴収費 1目賦課徴収費、こちらにつきましても財源内訳の変更でございます。

2款保険給付費 1項介護サービス等諸費 1目居宅介護サービス給付費、2目地域密着型介護サービス給付費、いずれにつきましても、こちらも財源内訳の変更でございます。

4項高額介護サービス等費 1目高額介護サービス費、こちらにつきましても財源内訳の変更でございます。

次のページをお願いいたします。

4款地域支援事業費 3項包括的支援事業・任意事業費 1目包括的支援事業費10万1,000円。

5款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 2目償還金1,627万6,000円。

86ページにお戻りください。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議第93号 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第13、議第93号令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第93号令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額に261万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,871万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の100ページをお開きください。

議第93号令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,871万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

106ページをお開きください。

2 岁入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金240万円。

5款1項1目繰越金21万円。

次のページをお開きください。

3 歳出

1 款 1 項 1 目浄化槽管理費41万円。

2 項 1 目浄化槽整備事業費220万円。

100ページにお戻りください。

令和5年9月5日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） この浄化槽以外も全部なんですかけども、各項目の中で、各会計の中で時間外勤務手当ってあります。これは法律的に手当出すのは間違いないんですけれども、これは普通だったら早出とか、残業とか、深夜、休日出勤とかってあるんですけども、それはまるっきり出勤した人の給料の違いなんですけれども、この比率が、通常勤務がゼロとなった場合、その比率もし分かったら教えていただきたい。（「もう1回」の声あり）時間外勤務手当の中身なんです。（「それは分かります」の声あり）高いとか、安いとか、そういうことを言うんじゃないですけれども、例えば、早出とか、残業とか、深夜とか、それから祭日出勤なんかあるわけですけれども、その平常というのがゼロとした場合に、それより高いですから、残業ですから、その比率、もし分かったら教えていただきたい。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） そちらにつきましては、平日勤務の場合、通常の勤務時間を超えたもの、8時半から7時15分までが通常の勤務時間ですけども、そちらを超えたものは25%が割増し、時間単価にして25%割増し、それで深夜、本当の早朝とかになりますと5割となります。50%割増しということになります。あと、さらに休日ということになると、通常の時間外が35%割増し、その深夜、早朝となりますと6割というふうなことになってございます。深夜のほうが10時から5時までの時間帯で、割増しが高いような状況でございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 確認ですかけども、通常勤務が例えば1時間、1,000円としたら、残業は1,250円、深夜は1,500円、そういう計算でいいんですか。これ何ですかというと、私も人使っている関係上、市場に合わせないといけないので。ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） 9番鈴木君徳君。

○9番（鈴木君徳君） 净化槽についての、ちょっとお聞きしたい。净化槽を取って、まず設置するわけだね。それで、下側と脇を取って、まず段取りをするわけだ。それで、脇から押されると、押されて歪んでくるというようなことがあるというのは、これは外壁が弱いから押されてくるというわけ。そういう検査は、そこはそこで埋める前に検査だけやって設置するものでしょうか。それとも、全部完成してから検査やるんですか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 净化槽の検査につきましては、設置後の検査ということになります。基本的には設置者、設置場所につきましてはその宅地内で許可を得た場所に設置になりますので、地盤等につきましては、地盤で净化槽が押されるというふうなケースがございますけれども、こちらにつきましては設置した際には確認しておりませんので、設置後に何らかの影響で押されるというふうな形になっているかと思います。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 9番鈴木君徳君。

○9番（鈴木君徳君） この前の同じこと、同じところで2回も起きてちょっとおかしいと思わないですか。検査というのは、役場の職員がするもんなんですか。どこでやるんですか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 净化槽の設置工事につきましては、検査は私の方で検査員になりますして、検査することになります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 9番鈴木君徳君。

○9番（鈴木君徳君） ちょっとまた新しいのと入替えにしてもらいたいということなんですがれども、くれぐれも同じようなことのないようにお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 今回、鈴木議員の净化槽のほうの入替えというふうになりますので、そちらにつきましては監督職員のほうにそのような形で伝えておきますので、くれぐれもそのようなことがないように対処したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） そのほかありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

明日9月7日と9月8日午前中は、決算審査特別委員会のため本会議を休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、9月7日と9月8日午前中は、決算審査特別委員会のため本会議を休会といたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月8日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時36分 散会

令和 5 年 9 月 8 日（金曜日）

第 3 回大蔵村議会定例会会議録  
(第 3 日目)

令和5年9月8日（金曜日）

---

出席議員（9名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
4番	佐藤勝君	5番	八鍬信一君
6番	加藤忠己君	7番	佐藤雅之君
8番	斎藤光雄君	9番	鈴木君徳君
10番	海藤邦夫君		

---

欠席議員（1名）

3番 須藤敏彦君

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	東谷英真君
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
住民税務課課長補佐	佐藤信一君
産業振興課課長補佐	八鍬充教君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐

岡 部 雅 人 君

---

議事日程 第3号

令和5年9月8日（金曜日） 午後1時00分 開議

第 1 決算審査特別委員会付託の議案

議第73号 令和4年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について

議第74号 令和4年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第75号 令和4年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第76号 令和4年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

議第77号 令和4年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議第78号 令和4年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第79号 令和4年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第80号 令和4年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 00 分 開会

○議長（海藤邦夫君） 昨日と本日午前中の決算審査特別委員会、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は 9 人です。

須藤敏彦議員から欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第 1 決算審査特別委員会付託の議案

○議長（海藤邦夫君） 日程第 1、決算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第73号から議第80号までの決算関係議案 8 件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。7 番佐藤雅之君。

○7 番（佐藤雅之君） それでは、御報告申し上げます。

去る 9 月 5 日の本会議において、当決算審査特別委員会に付託されました決算関係 8 議案の審査結果は次のとおりであります。

議第73号令和 4 年度大蔵村一般会計歳入歳出決算認定について、議第74号令和 4 年度大蔵村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第75号令和 4 年度大蔵村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第76号令和 4 年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第77号令和 4 年度大蔵村へき地診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号令和 4 年度大蔵村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第79号令和 4 年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第80号令和 4 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、この 8 議案について慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり原案のとおり認定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

議第73号から議第80号までの決算関係議案 8 件について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議第73号から議第80号までの決算関係議案8件については、委員長報告のとおり、いずれも原案のとおり認定されました。

---

## 日程第2 議員派遣の件

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

事務局職員から朗読させます。

○事務局長補佐（岡部雅人君） 議員派遣の件。

令和5年9月8日。

次のとおり議員を派遣する。

### 1 令和5年度町村議会広報研修会

(1) 目的 議員活動に対する住民の关心と理解を深める広報紙作成のため、見識を高める。

(2) 派遣場所 東京都 日経ホール

(3) 期間 令和5年9月27日

(4) 派遣議員 議会広報常任委員会 4名

### 2 山形県町村議会議員研修会

(1) 目的 議員の識見を高め、新たな行政需要への対応に資する。

(2) 派遣場所 山形市 山形国際交流プラザ

(3) 期間 令和5年10月20日

(4) 派遣議員 議員10名

以上になります。

○議長（海藤邦夫君） お諮りいたします。

ただいま事務局職員朗読のとおり、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、事務局職員朗読のとおり決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第3回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午後 1 時 0 6 分 閉会

---

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員